

令和 3 年第 1 回市議会（定例会）  
付議案件綴及び同説明資料綴

(その 2)

堺 市



## 目 次

頁

議案第 11 号	堺市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例 .....	3
議案第 12 号	堺市事務分掌条例の一部を改正する条例 .....	7
議案第 13 号	堺市職員定数条例及び堺市保健福祉総合センター設置条例の一部を改正する条例 .....	9
議案第 14 号	堺市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例 .....	11
議案第 15 号	堺市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 .....	13
議案第 16 号	堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 .....	15
議案第 17 号	堺市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 .....	17
議案第 18 号	堺市区政策会議に関する条例 .....	19
議案第 19 号	堺市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例 .....	23
議案第 20 号	堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例の一部を改正する条例 .....	25
議案第 21 号	堺市立国際交流プラザ条例の一部を改正する条例 .....	29
議案第 22 号	堺市小口更生資金貸付基金条例を廃止する条例 .....	31
議案第 23 号	堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例 .....	33
議案第 24 号	堺市介護保険条例の一部を改正する条例 .....	37
議案第 25 号	堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 .....	41
議案第 26 号	堺市手数料条例の一部を改正する条例 .....	45
議案第 27 号	堺市基金条例の一部を改正する条例 .....	47
議案第 28 号	堺市総合防災センター条例 .....	49
議案第 29 号	堺市火災予防条例の一部を改正する条例 .....	53
議案第 30 号	堺市消防手数料条例の一部を改正する条例 .....	57

議案第	31 号	工事請負契約の締結について [大浜体育館解体工事] .....	63
議案第	32 号	工事請負契約の締結について [大仙西町団地5棟ほか9棟解体ほか工事] .....	69
議案第	33 号	財産の減額貸付けについて [宮山台近隣センター] .....	75
議案第	34 号	指定管理者の指定について [堺市立ビッグバン] .....	79
議案第	35 号	児童自立支援施設に関する事務の委託に関する規約の変更に 関する協議について .....	85
議案第	36 号	包括外部監査契約の締結について .....	89
議案第	37 号	市道路線の認定及び廃止について .....	91
報告第	1 号	損害賠償の額の決定の専決処分の報告について .....	119
報告第	2 号	地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について .....	123

## 令和3年第1回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

令和3年2月17日  
堺市長 永藤英機

- 議案第 11号 堺市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 12号 堺市事務分掌条例の一部を改正する条例
- 議案第 13号 堺市職員定数条例及び堺市保健福祉総合センター設置条例の一部を改正する条例
- 議案第 14号 堺市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 15号 堺市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 16号 堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 17号 堺市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 18号 堺市区政策会議に関する条例
- 議案第 19号 堺市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例
- 議案第 20号 堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例の一部を改正する条例
- 議案第 21号 堺市立国際交流プラザ条例の一部を改正する条例
- 議案第 22号 堺市小口更生資金貸付基金条例を廃止する条例
- 議案第 23号 堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 24号 堺市介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 25号 堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 26号 堺市手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第 27号 堺市基金条例の一部を改正する条例
- 議案第 28号 堺市総合防災センター条例

- 議案第 29 号 堺市火災予防条例の一部を改正する条例
- 議案第 30 号 堺市消防手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第 31 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 32 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 33 号 財産の減額貸付けについて
- 議案第 34 号 指定管理者の指定について
- 議案第 35 号 児童自立支援施設に関する事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 議案第 36 号 包括外部監査契約の締結について
- 議案第 37 号 市道路線の認定及び廃止について
- 報告第 1 号 損害賠償の額の決定の専決処分の報告について
- 報告第 2 号 地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について

## 堺市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

堺市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成19年条例第40号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

堺市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例

第1条を次のように改める。

(目的)

第1条 この条例は、市、市民、事業者その他の者があらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会が実現されるよう、情報通信技術を活用した行政の推進について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化並びに社会経済活動の更なる円滑化を図り、もって市民生活の向上及び市の経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第2条第3号中「図形等」を「図形その他の」に改める。

第3条を次のように改める。

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。
- 4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等をすることが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第7条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。
- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において収入印紙をもつてすることその他の手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもつてすることができる。

第4条第1項を次のように改める。

处分通知等のうち当該处分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該处分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

第4条第2項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した处分通知等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなしして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、市の機関等は、」を「处分通知等のうち」に、「より」を「おいて」に、「としているもの」を「が規定されているもの」を第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に改め、「当該署名等に」を削る。

第5条第1項中「市の機関等は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の縦覧等に代えて」を削り、「の縦

覧等を」を「により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類」に、「を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加える。

第6条第1項中「市の機関等は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の作成等に代えて」を削り、「の作成等を」を「により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録」に、「を書面等により行うものとして規定した作成等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「第1項の場合において、市の機関等は、」を「作成等のうち」に、「より」を「において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等」に改め、「当該署名等に」を削る。

第8条を第9条とする。

第7条の見出しを「（情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表）」に改め、同条第1項中「当該市の機関等が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うことができる」を「電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる当該市の機関等に係る」に、「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に改め、同条第2項中「、少なくとも毎年度1回」を削り、「方法により」の次に「隨時」を加え、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(添付書面等の省略)

第7条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 堺市行政手続等における情報通信の技術の利用 に関する条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の趣旨を踏まえ、電子情報処理組織による申請等に係る規定等について見直しを行うこととし、所要の改正を行うものであること。

### 2 施行期日

公布の日から施行するものであること。

## 堺市事務分掌条例の一部を改正する条例

堺市事務分掌条例（昭和47年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条危機管理室の分掌事務を定める部分の次に次のように加える。

市政集中改革室

(1) 行財政改革に関する事項

第1条ICTイノベーション推進室の分掌事務を定める部分の次に次のように加える。

泉北ニューデザイン推進室

(1) 泉北ニュータウン地域の計画並びに企画及び調整に関する事項

第1条総務局の分掌事務を定める部分第3号中「危機管理室」の次に「、市政集中改革室」を、「ICTイノベーション推進室」の次に「、泉北ニューデザイン推進室」を加え、同建設局の分掌事務を定める部分中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

## 堺市事務分掌条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

- (1) 行財政改革に関する取組を集中的に推進するため、行財政改革に関する事務を分掌する市長の直轄組織として、市政集中改革室を設置することとし、所要の改正を行うものであること。
- (2) 泉北ニュータウン地域の魅力の創出に関する取組をより一層推進するため、同地域の計画並びに企画及び調整に関する事務を分掌する市長の直轄組織として、泉北ニューデザイン推進室を設置することとし、所要の改正を行うものであること。

### 2 施行期日

令和3年4月1日から施行するものであること。

## 堺市職員定数条例及び堺市保健福祉総合センター設置条例の一部を改正する条例

(堺市職員定数条例の一部改正)

第1条 堺市職員定数条例（昭和29年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「3, 516人」を「3, 757人」に改め、同条第10号中「1, 008人」を「1, 055人」に改める。

第3条中第4号を第8号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の3号を加える。

(5) 堺市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第28号）第2条第1項の規定により派遣した職員

(6) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例（昭和63年条例第20号）第2条第1項の規定により派遣した職員

(7) 堺市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年条例第28号）第2条の規定による承認を受けて配偶者同行休業をしている職員

第3条第2号中「(昭和25年法律第261号)」を削り、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項各号の規定により休職にされている職員

(堺市保健福祉総合センター設置条例の一部改正)

第2条 堺市保健福祉総合センター設置条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「204人」を「396人」に改める。

### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

## 堺市職員定数条例及び堺市保健福祉総合センター設置条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

福祉分野を中心とした本市を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、求められる行政サービスを持続的に提供するために人員体制の強化を図るとともに、令和4年に供用開始予定の（仮称）堺市総合防災センターの運営に必要な人員及び再任用職員の減少に対して消防体制を維持するために必要な人員を確保するため、職員の定数について所要の改正を行うものであること。

### 2 施行期日

令和3年4月1日から施行すること。

## 堺市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

堺市職員の分限に関する条例（昭和27年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「2年間」を「3年間」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前における当該職員の直近の人事評価に係る結果の区分が最下位の区分である場合における同区分を含む期間に係る降任及び免職の事由については、この条例による改正後の第3条第1項第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 堺市職員の分限に関する条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

職員の人事評価（堺市職員及び組織の活性化に関する条例（平成24年条例第30号）第13条に規定する人事評価をいう。）に係る制度の見直しを踏まえ、勤務実績が良くない場合における降任又は免職の事由を見直すこととし、所要の改正を行うものであること。

### 2 施行期日

令和3年4月1日から施行すること。

## 堺市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第5の2のアの表及びオの表中「会計管理者、」を削り、「監」を「会計管理者、監」に改める。

### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

## 堺市職員の給与に関する条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

会計管理者の職責に鑑み、会計管理者の職務の級を見直すこととし、所要の改正を行うものであること。

### 2 施行期日

令和3年4月1日から施行するものであること。

## 堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の 一部を改正する条例

堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「職員」の次に「(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下単に「会計年度任用職員」という。）のうち、市長が別に定める職員を除く。）」を加え、同条第4項を次のように改める。

4 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員に係る病気休暇（任命権者が定める理由による病気休暇を除く。）の期間が連続して90日を超える場合のその超えた日以後の当該病気休暇については、堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第48号。以下「会計年度給与条例」という。）第13条ただし書の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、会計年度給与条例第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第12条第1項中「職員が」を「職員（会計年度任用職員のうち、市長が別に定める職員を除く。）が」に改め、同条第4項中「フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員（市長が別に定めるものを除く。）」を「会計年度任用職員」に改める。

第12条の2第4項を次のように改める。

4 前条第4項の規定は、介護時間について準用する。

第12条の2第5項中「フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第13条中「、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員」を「及び会計年度任用職員」に改める。

### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

## 堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の 一部改正について

### 1 改正の趣旨

フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員（本市の常勤の職員（常時勤務に服することを要する者をいう。）その他これと同等と認められる職員であった者を除く。）の心身の故障による長期の休養の在り方を見直すこととし、病気休暇制度について所要の改正等を行うものであること。

### 2 施行期日

令和3年4月1日から施行すること。

## 堺市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を 改正する条例

堺市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 8 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項に次の 3 号を加える。

- (3) 規則で定める職員で、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）に基づく高齢者又は高齢者を現に養護する者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置に関する業務に従事するもの
- (4) 規則で定める職員で、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）に基づく障害者又は障害者を現に養護する者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置に関する業務に従事するもの
- (5) 規則で定める職員で、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）に基づく被害者又は加害者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置に関する業務に従事するもの

第 5 条第 2 項を次のように改める。

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第 1 号に該当する職員 業務に従事した日 1 日につき 250 円
- (2) 前項第 2 号から第 5 号までに該当する職員 業務に従事した日 1 日につき 1,000 円

### 附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

## 堺市職員の特殊勤務手当に関する条例の 一部改正について

### 1 改正の趣旨

「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）の2020年度に係る計画及び児童福祉司等の処遇改善について（令和2年2月21日付け子発0221第5号厚生労働省子ども家庭局長通知）において、虐待対応等における心身への負担、勤務体制を含めた業務の困難性、特殊性等に鑑み、児童相談所に勤務する児童福祉司の処遇改善が求められていること等を踏まえ、虐待対応業務に従事する職員に支給する特殊勤務手当について見直すこととし、所要の改正を行うものであること。

### 2 施行期日

令和3年4月1日から施行するものであること。

## 堺市區政策會議に関する条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、区民等の意見を反映しつつ、区ごとの実情及び特性に応じた政策形成を進め、もって特色ある区行政の実現に資するため、区における区政策會議の開催等に関する基本的事項を定める。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民等 区の区域内に住所を有し、又は当該区域内に存する学校、事業所等に通学し、若しくは通勤する者及び当該区域内において公益的活動、事業活動等を行う者をいう。
- (2) 区政策會議 区の区域内において市が実施する施策等について、次条第1項各号に掲げる者から意見を聴取するために開催する会合をいう。

### (区政策會議の開催に係る基準)

第3条 区長は、区政策會議を開催し、次に掲げる者から意見を聴取するものとする。この場合において、区長は、公平性及び透明性が確保され、並びに区民等の多様な意見が適切に反映されるよう、その構成に留意しなければならない。

- (1) 公益的活動を行う区民等
  - (2) 区長が行う公募に応じた区民等
  - (3) 学識経験者その他専門的知識を有する者
  - (4) 前3号に掲げる者のほか、区長が適当と認める者
- 2 前項の規定により意見を聴取することができる事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 区における施策、事業等に係る総合的な計画の策定及び改定に関する事項
  - (2) 市が実施する主要な施策、事業等の方向性、方針及び評価等に関する事項（前号に掲げる事項を除く。）
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

3 前2項に定めるもののほか、区政策会議は、規則で定める基準に従い開催するものとする。

(区政策会議の意見の反映等)

第4条 区長は、区政策会議における意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるものとする。この場合において、市長その他執行機関は、必要があると認めるときは、当該措置に配慮するよう努めるものとする。

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。

(堺市区民評議会条例の廃止)

2 堀市区民評議会条例（平成27年条例第3号）は、廃止する。

## 堺市区政策会議に関する条例の制定について

### 1 制定の趣旨及び内容

区民等の意見を反映しつつ、区ごとの実情及び特性に応じた政策形成を進め、もって特色ある区行政の実現に資するため、区における区政策会議の開催等に関する基本的事項を定めることとし、次の事項を規定の内容とする本条例を制定するものであること。

#### (1) 区政策会議の開催等に係る次の事項を規定するもの

- ア 区政策会議の開催に係る基準に関する事項
- イ 区政策会議の意見の反映等に関する事項

#### (2) 堀市区民評議会条例（平成27年条例第3号）を廃止するもの

### 2 施行期日

令和3年6月1日から施行すること。



## 堺市特定非営利活動促進法施行条例の一部を 改正する条例

堺市特定非営利活動促進法施行条例（平成24年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「次に」を「次の各号に」に改め、「応じ、」の次に「それぞれ」を加える。

第3条中「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

第10条第2項中「の閲覧」を「に規定する閲覧」に改める。

第21条第1項中「法第54条第4項」を「第5項並びに法第54条第4項」に改める。

### 附 則

この条例は、令和3年6月9日から施行する。ただし、第2条第2項及び第10条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

## 堺市特定非営利活動促進法施行条例の 一部改正について

### 1 改正の趣旨

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の一部改正に伴う規定の整備等を行うものであること。

### 2 施行期日

令和3年6月9日から施行するものであること。ただし、第2条第2項及び第10条第2項の改正規定は、公布の日から施行するものであること。

## 堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例の一部を 改正する条例

堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例（平成 25 年条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 3 項中「大型車等」の次に「（道路交通法施行規則（昭和 35 年總理府令第 60 号）第 2 条の表に規定する大型自動車、中型自動車又は準中型自動車をいう。以下同じ。）」を加える。

第 26 条第 4 項中「（昭和 35 年總理府令第 60 号）」を削る。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3（第 12 条関係、第 26 条関係）

区分	単位	駐車料金	
普通車	1 台	最初の 1 時間までのとき。	510 円
		1 時間を超えて 12 時間までのとき。	510 円に 1 時間を超える部分について 30 分ごとに 100 円を加算した額
		12 時間を超えて 24 時間までのとき。	2,710 円
		24 時間を超えるとき。	2,710 円に 24 時間を超える部分について 30 分までごとに 100 円（ただし、24 時間につき 2,710 円を上限とする。）を加算した額
大型車等	1 台・1 日	1,030 円	

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の別表第3の規定は、この条例の施行の日以後に開始する使用に係る使用料について適用し、同日前に開始する使用に係る使用料については、なお従前の例による。

## 堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例の 一部改正について

### 1 改正の趣旨

堺市立歴史文化にぎわいプラザの駐車場の使用料について、効果的な施設運営及び受益者負担の適正化を図るため、大型車等に係る使用料を見直すこととし、所要の改正等を行うものであること。

### 2 施行期日

令和3年4月1日から施行すること。



## 堺市立国際交流プラザ条例の一部を改正する条例

堺市立国際交流プラザ条例（平成22年条例第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

堺市立多文化交流プラザ・さかい条例

第1条中「国際交流プラザ」を「多文化交流プラザ・さかい」に改める。

第2条を次のように改める。

（名称及び位置）

第2条 プラザの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 堀市立多文化交流プラザ・さかい

位置 堀市堺区南瓦町

第10条中「第8条」を「第8条第1項」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第10条の改正規定は、公布の日から施行する。

## 堺市立国際交流プラザ条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

堺市立国際交流プラザ（以下「プラザ」という。）の設置目的を踏まえ、その役割を明確に示すため、プラザの名称を変更するとともに、プラザを移転することとし、所要の改正等を行うものであること。

### 2 施行期日

公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行するものであること。ただし、第 10 条の改正規定は、公布の日から施行するものであること。

## 堺市小口更生資金貸付基金条例を廃止する条例

堺市小口更生資金貸付基金条例（昭和 39 年条例第 10 号）は、廃止する。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による廃止前の堺市小口更生資金貸付基金条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく貸付けを受けている者に係る貸付金の償還等については、前項本文の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 旧条例の規定に基づく貸付けを受けようとする者は、令和 3 年 3 月 31 日までに、所定の手続に従い、その旨の申込みを市長に対して行わなければならない。

## 堺市小口更生資金貸付基金条例の廃止について

### 1 廃止の理由

小口更生資金の貸付制度（以下「本制度」という。）については、都道府県社会福祉協議会において実施する生活福祉資金に係る貸付制度の拡充に伴い利用件数が減少していることから、市民サービスの向上と業務コストとの均衡に鑑み、今後は生活福祉資金に係る貸付制度を活用することとし、本制度及びこれに係る基金について定める本条例を廃止するものであること。

### 2 施行期日

令和3年6月1日から施行することである。

## 堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例

堺市国民健康保険条例（昭和34年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

第11条の5中「610,000円」を「630,000円」に改める。

第11条の10中「160,000円」を「170,000円」に改める。

第15条の2第1項中「ときは」を「場合には」に改め、同項第1号中「第314条の2第2項に掲げる金額」を「第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいい。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあっては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額をえた金額）に、「納付義務者は、アに」を「納付義務者 アに」に、「、イに」を「イに」に改め、同項第2号中「第314条の2第2項に掲げる金額」を「第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額をえた金額）に285,000円」に改め、「に285,000円」を削り、「者は、アに」を「者 アに」に、「、イに」を「イに」に改め、同項第3号中「第314条の2第2項に掲げる金額」を「第314条の2第2項に掲げる金額」に改める。

4条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に、「者は、アに」を「者 アに」に、「イに」を「イに」に改める。

附則第4項中「所得税法」との次に「、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」と」を加える。

附則に次の見出し及び5項を加える。

（令和3年度分の保険料に関する特例）

3 2 令和3年度分の保険料に係る第11条第1項第1号、第2号及び第3号アの規定の適用については、同項第1号中「法第82条の3第1項の規定により大阪府が算定し、及び同条第3項の規定により通知する市町村標準保険料率（以下「市町村標準保険料率」という。）のうち基礎賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「1,000分の79.6」と、同項第2号中「市町村標準保険料率のうち基礎賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「一般被保険者1人につき23,065円」と、同項第3号ア中「市町村標準保険料率のうち基礎賦課額の保険料率における世帯別平等割の額」とあるのは「1世帯につき26,965円」とする。

3 3 令和3年度分の保険料については、第11条第2項の規定は、適用しない。

3 4 令和3年度分の保険料に係る第11条の5の5第1項第1号、第2号及び第3号アの規定の適用については、同項第1号中「市町村標準保険料率のうち後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の45.61に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（政令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9の2に規定する方法の例により補正された後の金額とする。）の見込総額で除して得た数」と、同項第2号中「市町村標準保険料率のうち後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の32.28に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額」と、同項第3号ア中「市町村標準保険料率のうち後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の22.11に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2年度の

各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の見込数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の見込数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額」とする。

3.5 令和3年度分の保険料に係る第1.1条の9第1項の規定の適用については、同項第1号中「市町村標準保険料率のうち介護納付金賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課総額の100分の44.57に相当する額を前条に規定する介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（政令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法の例により補正された後の金額とする。）の見込総額で除して得た数」と、同項第2号中「市町村標準保険料率のうち介護納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課総額の100分の55.43に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額」とする。

（第9条第2号ウに掲げる額等の特例）

3.6 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間における第9条第2号ウ及びエの規定の適用については、これらの規定中「から第3号までに掲げる額」とあるのは、「及び第2号に掲げる額並びに同項第3号に掲げる額（保険料の水準の著しい上昇の抑制その他国民健康保険事業の健全な運営の確保を目的として大阪府国民健康保険保険給付費等交付金条例（平成29年大阪府条例第99号）第3条第2号の規定により交付される額を除く。）」とする。

## 附 則

### （施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

### （適用区分）

2 この条例による改正後の堺市国民健康保険条例の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

## 堺市国民健康保険条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

- (1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定に基づき、大阪府が算定し、及び市町村に通知する市町村標準保険料率(以下単に「市町村標準保険料率」という。)の算定条件において、基礎賦課額及び介護納付金賦課額の限度額が引き上げられることに伴い、本市が徴収する保険料に係る基礎賦課額及び介護納付金賦課額の限度額を引き上げるとともに、市町村標準保険料率を踏まえ、本市の国民健康保険料率について特例措置を講ずることとし、所要の改正等を行うものであること。
- (2) 市町村標準保険料率の算定方法の変更に伴い、一般被保険者に係る基礎賦課総額の算定方法について特例措置を講ずることとし、所要の改正を行うものであること。
- (3) 国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部改正に伴う所要の改正を行うものであること。

### 2 施行期日

令和3年4月1日から施行するものであること。

## 堺市介護保険条例の一部を改正する条例

堺市介護保険条例（平成12年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同項第1号中「39,740円」を「40,740円」に改め、同項第2号中「57,230円」を「58,670円」に改め、同項第3号中「59,610円」を「61,110円」に改め、同項第4号中「71,540円」を「73,340円」に改め、同項第5号中「79,480円」を「81,480円」に改め、同項第6号中「93,790円」を「96,150円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、同項第7号中「103,330円」を「105,930円」に改め、同項第8号中「119,220円」を「122,220円」に改め、同項第9号中「132,740円」を「136,080円」に改め、同項第10号中「146,250円」を「149,930円」に改め、同項第11号中「159,760円」を「163,780円」に改め、同項第12号中「173,270円」を「177,630円」に改め、同項第13号中「183,600円」を「188,220円」に改め、同項第14号中「193,940円」を「198,820円」に改め、同項第15号中「196,320円」を「201,260円」に改め、同項第16号中「198,700円」を「203,700円」に改め、同条第2項中「23,850円」を「24,450円」に改め、同条第3項中「令和元年度及び令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「23,850円」を「24,450円」に、「37,360円」を「38,300円」に改め、同条第4項中「令和元年度及び令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「23,850円」を「24,450円」に、「55,640円」を「57,040円」に改める。

附則に次の1条を加える。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の特例)

第16条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第10条第1

項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から100,000円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

- 2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

##### （適用区分）

- 2 この条例による改正後の第10条及び附則第16条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

## 堺市介護保険条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

介護保険法（平成9年法律第123号）及び介護保険法施行令（平成10年政令第412号）に基づき、第1号被保険者の保険料率について見直しを行うとともに、同令の一部改正に伴う所要の改正を行うものであること。

### 2 施行期日

令和3年4月1日から施行するものであること。



## 堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第58号）の一部を次のように改正する。

第10条中「及び次条」を「並びに次条及び第11条の2」に改める。

第11条の次に次の1条を加える。

（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の居室の定員）

第11条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。）の一の居室の定員は、地域密着型サービス基準第132条第1項第1号イの規定にかかわらず、4人以下とする。

第19条中「及び次条」を「並びに次条及び第20条の2」に改める。

第20条の次に次の1条を加える。

（指定介護老人福祉施設の居室の定員）

第20条の2 指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設を除く。）の一の居室の定員は、老人福祉施設基準第3条第1項第1号イの規定にかかわらず、4人以下とする。

第26条中「及び次条」を「並びに次条及び第27条の2」に改める。

第27条の次に次の1条を加える。

（特別養護老人ホームの居室の定員）

第27条の2 特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。）の一の居室の定員は、特別養護老人ホーム基準第11条第4項第1号イ及び第55条第4項第1号イの規定にかかわらず、4人以下とする。  
附則第2項及び第3項を削り、附則第4項を附則第2項とし、附則第5項から第7項までを2項ずつ繰り上げる。

### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

## 堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、指定介護老人福祉施設及び特別養護老人ホーム（以下これらを「老人福祉施設等」という。）に係る入所者の経済的負担を軽減し、もって老人福祉施設等の利用促進を図るため、厚生労働省令で定める参酌すべき基準に基づき定める老人福祉施設等の居室の定員に係る基準を見直すこととし、所要の改正を行うものであること。

### 2 施行期日

令和3年4月1日から施行すること。



## 堺市手数料条例の一部を改正する条例

堺市手数料条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第22条を削り、第22条の2を第22条とする。

第33条第2項中「第2条第3号」を「第2条第1項第3号」に改める。

第34条の5第4号中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、同条第5号中「第30条第2項（法第31条第2項）」を「第35条第2項（法第36条第2項）」に改め、同条第6号及び第7号中「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同条第8号から第10号までの規定中「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、同条第11号中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改める。

第40条第1項第10号中「第29条第1項、第31条第1項又は第36条第1項」を「第34条第1項、第36条第1項又は第41条第1項」に改める。

### 附 則

この条例中第33条第2項、第34条の5及び第40条第1項の改正規定は令和3年4月1日から、第22条を削り、第22条の2を第22条とする改正規定は同年6月1日から施行する。

## 堺市手数料条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

- (1) 大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例（昭和 59 年大阪府条例第 44 号）の一部改正により、同条例に基づく本市へのふぐ処理業の許可等に関する事務委任が廃止されることに伴う所要の改正を行うものであること。
- (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）の一部改正に伴う規定の整備を行うものであること。

### 2 施行期日

1 (2)に係る改正規定は令和 3 年 4 月 1 日から、1 (1)に係る改正規定は同年 6 月 1 日から施行するものであること。

## 堺市基金条例の一部を改正する条例

堺市基金条例（平成26年条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表堺市民健康生きがいづくり基金の項の次に次のように加える。

堺市動物愛護基金	動物の愛護を推進するための事業の資金に充てるため
----------	--------------------------

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 堺市基金条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

動物の愛護を推進するための事業の資金に充てるため、動物の愛護に係る寄附金を基に、堺市動物愛護基金を設置することとし、所要の改正を行うものであること。

### 2 施行期日

公布の日から施行すること。

## 堺市総合防災センター条例

### (設置)

第1条 災害に関する知識及び防災技術の普及向上、防災意識の高揚等を図り、並びに消防職員等に対する教育訓練を実施するとともに、災害発生時における応急活動の拠点としての役割を果たすため、堺市美原区阿武に堺市総合防災センター（以下「防災センター」という。）を設置する。

### (事業)

第2条 防災センターは、前条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。
- (2) 防災に関する資料及び装置の展示に関すること。
- (3) 消防職員、消防団員等の教育訓練に関すること。
- (4) 物資の備蓄及び災害応急対策に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために市長が必要と認める事業に関すること。

### (施設)

第3条 前条の事業を行うため、防災センターに次の施設を置く。

- (1) 防災啓発施設
- (2) 消防訓練施設
- (3) 備蓄倉庫
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するために必要な施設

2 前項第1号に掲げる施設は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設とする。

### (入館の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、防災啓発施設への入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者

- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる者
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の利益になり、又はなるおそれがあると認められる者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、防災啓発施設の管理上支障があると認められる者  
(禁止行為)

第5条 何人も、防災啓発施設において、次の行為をしてはならない。

- (1) 火災、爆発その他の危険が生ずるおそれのある行為
- (2) 施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失する行為
- (3) 指定の場所以外にごみ、空き缶その他の汚物を捨てる行為
- (4) 前3号に掲げるもののほか、防災啓発施設の管理上支障があると認められる行為

2 市長は、前項各号に掲げる行為をした者に対し、防災啓発施設からの退館を命ずることができる。

(損害の賠償)

第6条 防災センター（駐車場を除く。）の施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又は市長が定める額を本市に賠償しなければならない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(駐車の拒否)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該自動車の駐車を拒むことができる。

- (1) 駐車場の構造上駐車することができないとき。
- (2) 発火性又は引火性の物品その他危険物を積載しているとき。
- (3) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれがあるとき。
- (4) その利用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 市長は、駐車場の構造上必要があると認めるときは、駐車することのできる車種を指定することができる。

(駐車場における禁止行為)

第8条 何人も、駐車場において、次の行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。

(2) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれのある行為をすること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 市長は、前項各号に掲げる行為をした者に対し、駐車場からの退去を命ずることができるもの。

(駐車場に係る損害賠償)

第9条 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、損害が自己の責めに帰すべき事由によらないことを証明したとき、又は市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 本市は、駐車場において、利用者に次の各号のいずれかに該当する損害が生じたときは、その損害を賠償する責めを負わない。

(1) 災害その他不可抗力により生じた損害

(2) 自動車相互の接触、盗難等により生じた損害

(3) 前2号に掲げるもののほか、本市の責めに帰さない事由により生じた損害

(災害発生時等における利用の制限)

第10条 市長は、災害発時における応急活動の拠点として防災センターを使用する場合その他防災センターの管理運営上必要があると認めるときは、防災センターの利用を制限することができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、防災センターの管理及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

## 堺市総合防災センター条例の制定について

### 1 制定の趣旨及び内容

災害に関する知識及び防災技術の普及向上、防災意識の高揚等を図り、並びに消防職員等に対する教育訓練を実施するとともに、災害発生時における応急活動の拠点としての役割を果たすため、堺市美原区阿弥に堺市総合防災センター（以下「防災センター」という。）を設置することとし、次の事項を規定の内容とする本条例を制定するものであること。

- (1) 設置に関する事項
- (2) 事業に関する事項
- (3) 公の施設としての防災啓発施設その他の防災センターの施設に関する事項
- (4) 入館の制限、禁止行為及び損害の賠償に関する事項
- (5) 駐車場に関する事項
- (6) 災害発生時等における防災センターの利用の制限に関する事項

### 2 施行期日

公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行すること。

## 堺市火災予防条例の一部を改正する条例

堺市火災予防条例（平成20年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「第85条第11号」を「第85条第12号」に改める。

第18条の2第1項中「変圧して、」の次に「電気自動車等（）を、「原動機付自転車をいう」の次に「。第12号において同じ。）をいう」を加え、「50キロワット」を「200キロワット」に改め、同項中第14号を第18号とし、第13号を第17号とし、同項第12号イ中「とし、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること」を削り、同号に次のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第18条の2第1項中第12号を第16号とし、第11号を第12号とし、同号の次に次の3号を加える。

(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあっては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあっては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とともに、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあっては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第18条の2第1項中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、

第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長又は消防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第24条（見出しを含む。）中「充てんする」を「充填する」に改め、同条第9号中「充てん」を「充填」に改める。

第84条第1項中「届け出の」を「届出の」に改める。

第85条中「届け出の」を「届出の」に改め、同条第15号中「充てんする」を「充填する」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第14号を第15号とし、第11号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の堺市火災予防条例（以下「新条例」という。）第18条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に新条例第18条の2第1項に規定する急速充電設備を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、新条例第85条第11号の規定による届出をしたものとみなす。

## 堺市火災予防条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）の一部改正を踏まえ、所要の改正等を行うものであること。

### 2 施行期日

令和3年4月1日から施行するものであること。



## 堺市消防手数料条例の一部を改正する条例

堺市消防手数料条例（平成20年条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項中「87,000円に」を「1件 87,000円に」に改め、同表の3の項中「、準特定屋外タンク貯蔵所又は岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所」を「又は準特定屋外タンク貯蔵所」に、「従い」を「応じ」に、「の区分に係る」を「同項に定める」に、「の額とする。」を「に相当する額」に改め、同表の4の項中「、準特定屋外タンク貯蔵所又は岩盤タンクについて、備考に定める場合」を「又は準特定屋外タンク貯蔵所」に、「従い」を「応じ」に、「の区分に係る」を「同項に定める」に、「2分の1の額」を「2分の1に相当する額」に、「4分の1の額」を「4分の1に相当する額」に改め、同表の6の項中「15,000円に」を「1件 15,000円に」に改め、同表の7の項中「従い」を「応じ」に、「の区分に係る」を「同項に定める」に、「と同一の」を「に相当する」に、「2分の1の」を「2分の1に相当する」に改め、同表の8の項中「70,000円に」を「1件 70,000円に」に改め、同表の11の項中「による危険物の品名」の次に「、数量」を加え、同表の備考中「本表」を「この表の」に改める。

別表第3の9の項中「充てんする」を「充填する」に改め、同項を同表の11の項とし、同表8の項中「高压ガス保安法施行令（平成9年政令第20号。以下この表において「令」という。）」を「令」に改め、同項を同表の10の項とし、同表の7の項の次に次のように加える。

8 高压ガス保安法施行令（平成9年政令第20号。以下この表において「令」という。）第18	温度零下50度以下の液化ガスを充填するための容器（以下「零下50度以下液化ガス容器」という。）	内容積1,000リットル以上の容器	1個につき16,000円に1,000リットル又は1,000リットルに満たない端数を増すごとに1,600円を加えた金額
--	---	-------------------	--

条第2項第3号 の規定に基づく 高圧法第44条 第1項に規定す る容器検査又は 令第18条第2 項第4号の規定 に基づく高圧法 第49条第1項 に規定する容器 再検査を受けよ うとする者	内容積500リット ル以上1,000リッ トル未満の容器	1個につき16,00 円
	内容積500リット ル未満の容器	1個につき6,600 円
	繊維強化プラスチック複合容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器(零下50度以下液化ガス容器を除く。以下「繊維強化プラスチック複合容器等」という。)	内容積150リットル以上の容器 に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに57円を加えた金額
	内容積30リットル以上150リットル未満の容器	1個につき320円
	内容積5リットル以上30リットル未満の容器	1個につき260円
	内容積1リットル以上5リットル未満の容器	1個につき160円
	内容積1リットル未満の容器	1個につき150円
	高強度鋼容器(零下50度以下液化ガス容器及び繊維強化プラスチック複合容器等を除く。)	内容積30リットル以上の容器 に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに3円を加えた金額

	内容積5リットル以上30リットル未満の容器	1個につき210円
	内容積1リットル以上5リットル未満の容器	1個につき160円
	内容積1リットル未満の容器	1個につき140円
その他の容器	内容積1,000リットル以上の容器	1個につき7,100円に1,000リットル又は1,000リットルに満たない端数を増すごとに380円を加えた金額
	内容積500リットル以上1,000リットル未満の容器	1個につき7,100円
	内容積150リットル以上500リットル未満の容器	1個につき800円
	内容積30リットル以上150リットル未満の容器	1個につき210円
	内容積5リットル以上30リットル未満の容器	1個につき170円
	内容積1リットル以上5リットル未満の容器	1個につき110円

		内容積1リットル未満の容器	1個につき80円
9 令第18条第2項第6号の規定に基づく高圧水素自動車燃料装置第49条の2第1項に規定する附属品検査又は令第18条第2項第7号の規定に基づく高圧法第49条の4第1項に規定する附属品再検査を受けようとする者	圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器に装置される附属品 その他の容器に装置される附属品	内容積150リットル以上の容器に装置される附属品 内容積150リットル未満の容器に装置される附属品 内容積1,000リットル以上の容器に装置される附属品 内容積500リットル以上1,000リットル未満の容器に装置される附属品 内容積500リットル未満の容器に装置される附属品	1個につき31円 1個につき24円 1個につき1,100円 1個につき540円 1個につき21円

別表第4の2の項中「1通につき 630円」を「1通につき630円」に、「1回につき 460円」を「1回につき460円」に改め、同表の3の項中「34,000円」を「1件 34,000円」に、「14,000円」を「1件 14,000円」に、「20,000円」を「1件 20,000円」に改め、同表の5の項中「21,000円」を「1件 21,000円」に改め、同表の6の項中「17,000円」を「1件 17,000円」に改め、同表の7の項中「31,000円」を「1件 31,000円」に、「24,000円」を「1件 24,000円」に改め、同表の8の項中「充てん設備」を「充填設備」に、「充てん」を「充填」に、「28,000円」を「1件 28,000円」に改め、同表の9の項中「充てん設備」を「充填設備」に、「17,000円」を「1件 17,000円」に改め、同表の10の項中「充てん設備」を「充填設備」に、

「36, 000円」を「1件 36, 000円」に、「27, 000円」を「1件 27, 000円」に改め、同表の11の項中「充てん設備」を「充填設備」に、「27, 000円」を「1件 27, 000円」に改める。

別表第5中「53, 000円」を「1件 53, 000円」に、「38, 000円」を「1件 38, 000円」に、「22, 000円」を「1件 22, 000円」に、「46, 000円」を「1件 46, 000円」に改める。

別表第6の1の項中

別表第1の6の項の水張検査、水圧検査の区分による。	左欄の区分に応じた額	を
---------------------------	------------	---

別表第1の6の項の区分(水張検査及び水圧検査に係る部分に限る。以下この表において「水張検査等区分」という。)の例による。	水張検査等区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額に相当する額	に
--	--------------------------------	---

改める。

#### 附 則

立の条例は、公布の日から施行する。

## 堺市消防手数料条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に基づく容器検査、容器再検査、附属品検査及び附属品再検査に係る手数料について規定することとし、所要の改正等を行うものであること。

### 2 施行期日

公布の日から施行するものであること。

## 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

1 契約の目的 大浜体育館解体工事

2 工事概要 体育館解体工事

鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階地上3階建(一部鉄骨造) 延べ面積 8,372 m<sup>2</sup>  
屋外附帯撤去  
電気、機械設備工事

3 契約の相手方 堺市中区東山56番地1

株式会社ハナフサ

代表取締役 嵐山 亮子

4 契約金額 606,146,200円

うち取引に係る消費税額等 55,104,200円

5 仮契約の日 令和3年1月21日

## 工事請負契約の締結について

1 契約の締結方法 一般競争入札

2 工事期間 議会の議決を経た翌日から  
令和4年9月30日まで

3 入札執行日時 令和2年12月15日 午前11時00分

4 入札参加者及び経過 下記のとおり

(単位 円)

参 加 者	経 過	第1回	備 考
株式会社阪本工営		516,573,000	低入札価格調査の結果、落札者としない
株式会社小林建設		547,034,000	低入札価格調査の結果、落札者としない
木下建設株式会社		547,100,000	低入札価格調査の結果、落札者としない
株式会社藤木組		547,747,000	低入札価格調査の結果、落札者としない
堺土建株式会社		547,845,000	低入札価格調査の結果、落札者としない
株式会社国府		547,881,000	低入札価格調査の結果、落札者としない
株式会社プライムエコ		547,946,000	低入札価格調査の結果、落札者としない
二京建設株式会社		548,045,000	低入札価格調査の結果、落札者としない
株式会社ビーコン		548,098,000	低入札価格調査の結果、落札者としない

湾建株式会社	548,150,000	低入札価格調査の結果、落札者としない
株式会社建真	548,215,000	低入札価格調査の結果、落札者としない
大容建設株式会社	548,700,000	低入札価格調査の結果、落札者としない
辻原総業株式会社	549,087,000	低入札価格調査の結果、落札者としない
有限会社K S光健	550,898,000	低入札価格調査の結果、落札者としない
国誉建設株式会社	550,946,000	低入札価格調査の結果、落札者としない
日英建設株式会社	550,994,000	低入札価格調査の結果、落札者としない
利晃建設株式会社	551,000,000	低入札価格調査の結果、落札者としない
株式会社ハナフサ	551,042,000	落札(低入札価格調査の結果)
株式会社友幸産業	551,090,000	
株式会社ユニオンテック	551,100,000	
照建株式会社	551,605,000	
南街建設株式会社	551,638,000	
株式会社隆栄建設	551,995,000	
株式会社河村工務店	553,836,000	
株式会社イズミクス	未提出	
栄伸株式会社	辞退	

(備考) 予定価格 666,546,000円、調査基準価格 614,711,000円

上記金額は入札書記載金額であり、当該金額の10%に相当する額(消費税額等)を加算した金額が契約金額となる。

大浜体育館解体工事

No. 1

堺泉北港

N

府道堺港線

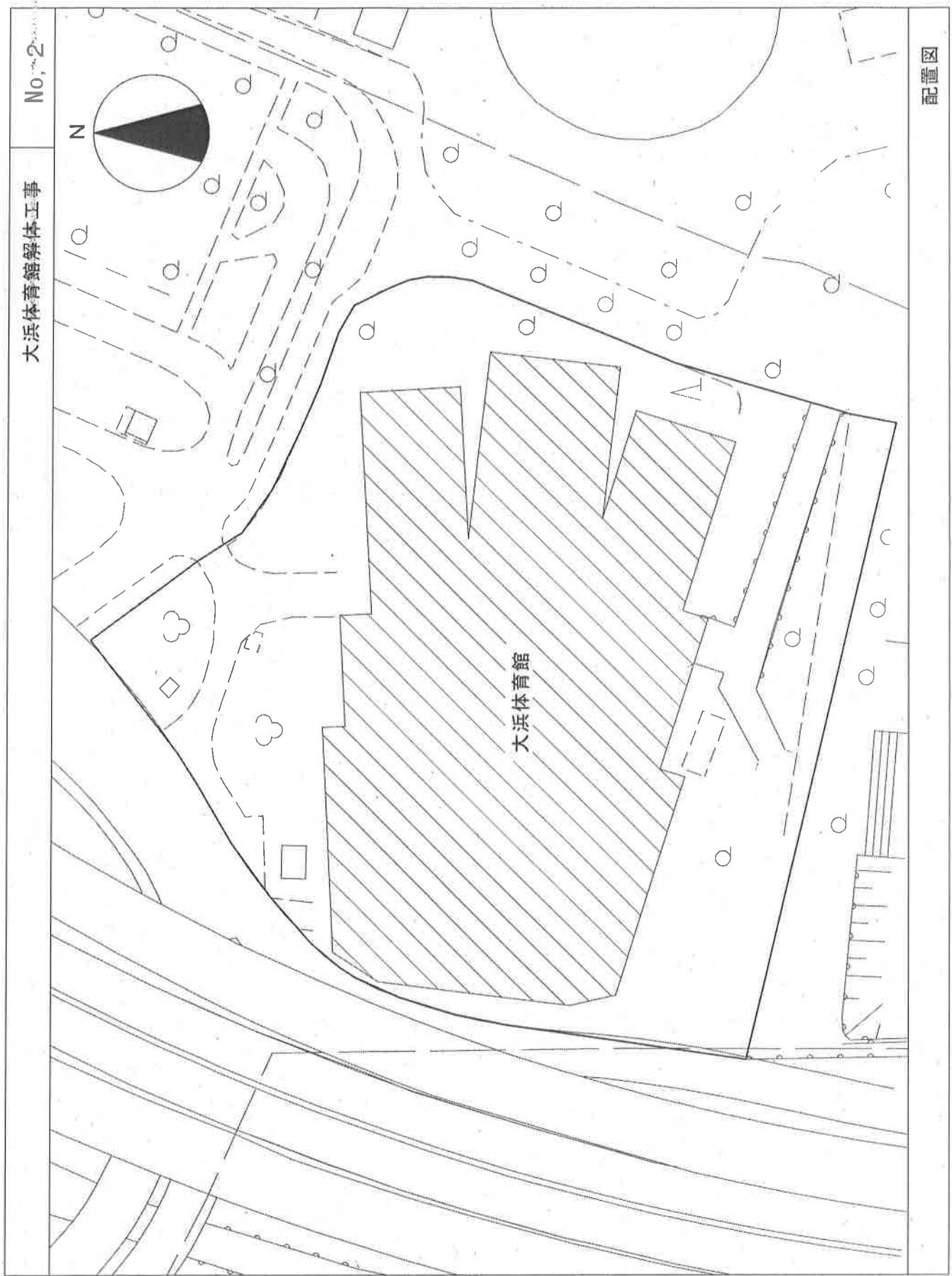
大浜公園

本工事場所

大浜体育館

工事場所：堺市堺区大浜北町5丁7番1号

付近見取図





## 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

1 契約の目的 大仙西町団地 5 棟ほか 9 棟解体ほか工事

2 工事概要 解体ほか工事

大仙西町団地5棟解体	鉄筋コンクリート造地上3階建	延べ面積	約676m <sup>2</sup>
大仙西町団地6棟解体	鉄筋コンクリート造地上3階建	延べ面積	約1,014m <sup>2</sup>
大仙西町団地7棟解体	鉄筋コンクリート造地上3階建	延べ面積	約1,014m <sup>2</sup>
大仙西町団地8棟解体	鉄筋コンクリート造地上3階建	延べ面積	約1,014m <sup>2</sup>
大仙西町団地9棟解体	鉄筋コンクリート造地上3階建	延べ面積	約1,014m <sup>2</sup>
大仙西町団地10棟解体	鉄筋コンクリート造地上3階建	延べ面積	約1,014m <sup>2</sup>
大仙西町団地11棟解体	鉄筋コンクリート造地上3階建	延べ面積	約1,014m <sup>2</sup>
大仙西町団地12棟解体	鉄筋コンクリート造地上3階建	延べ面積	約1,352m <sup>2</sup>
大仙西町団地13棟解体	鉄筋コンクリート造地上3階建	延べ面積	約2,028m <sup>2</sup>
大仙西町団地14棟解体	鉄筋コンクリート造地上3階建	延べ面積	約2,028m <sup>2</sup>
給水塔解体	鉄筋コンクリート造地上7階建	延べ面積	約200m <sup>2</sup>
屋外附帯整備			
電気、機械設備工事			

3 契約の相手方 堺市中区東山 56 番地 1

日英建設株式会社

代表取締役 畠山 英己

4 契約金額 729,907,200 円

うち取引に係る消費税額等 66,355,200 円

5 仮契約の日 令和 3 年 1 月 21 日

## 工事請負契約の締結について

1 契約の締結方法 一般競争入札

2 工事期間 議会の議決を経た翌日から  
令和4年11月30日まで

3 入札執行日時 令和2年12月15日 午前10時30分

4 入札参加者及び経過 下記のとおり

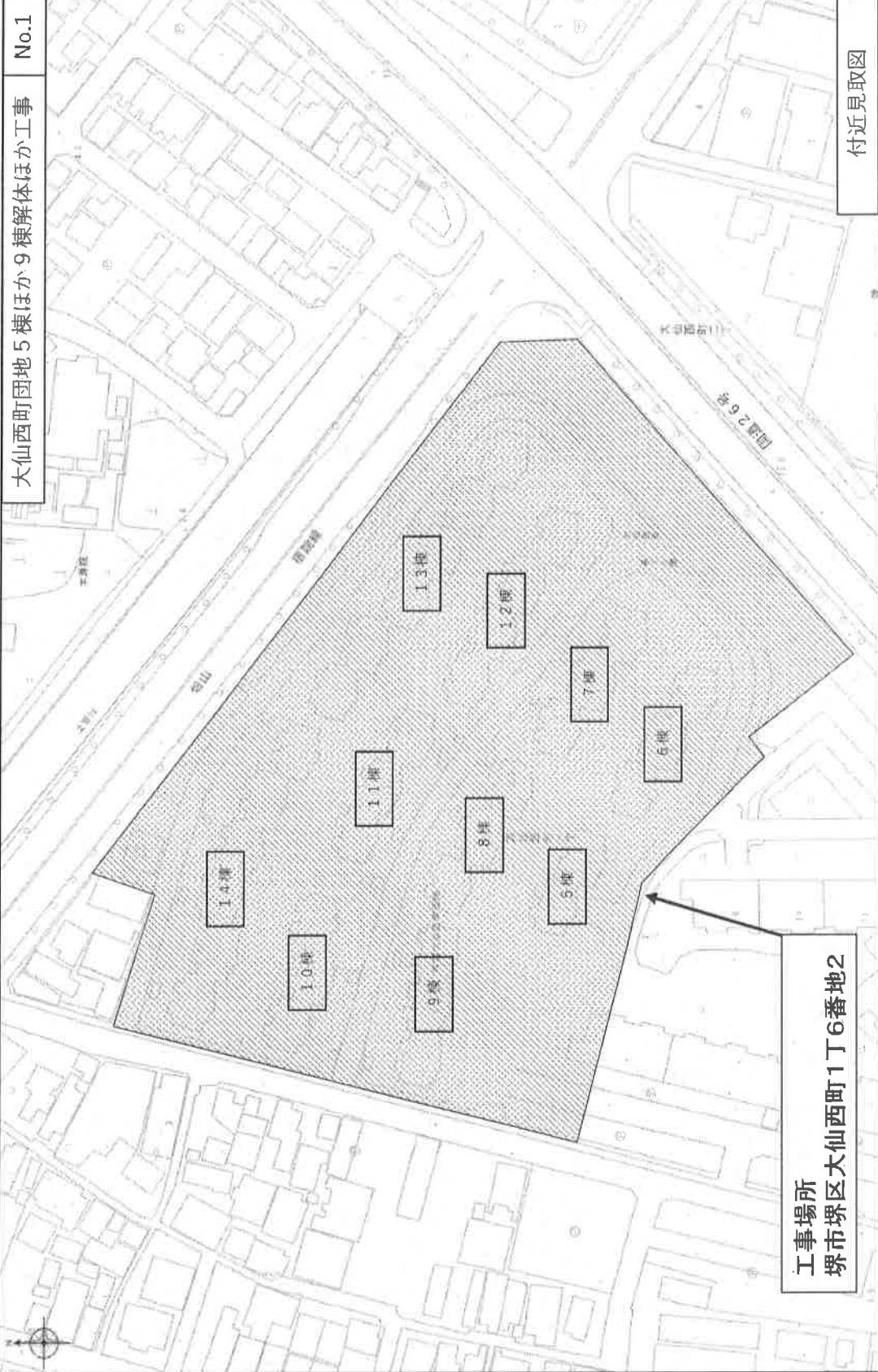
(単位 円)

参 加 者	経 過	第1回	備 考
株式会社阪本工営		628,779,000	低入札価格調査の結果、落札者としない
辻原総業株式会社		645,912,000	低入札価格調査の結果、落札者としない
株式会社橋本建設		656,798,000	低入札価格調査の結果、落札者としない
株式会社国府		659,089,000	低入札価格調査の結果、落札者としない
株式会社建真		659,591,000	低入札価格調査の結果、落札者としない
株式会社Raing		659,971,000	低入札価格調査の結果、落札者としない
堺土建株式会社		660,028,000	低入札価格調査の結果、落札者としない
株式会社和建		660,083,000	低入札価格調査の結果、落札者としない
株式会社ユニオンテック		660,134,000	低入札価格調査の結果、落札者としない
二京建設株式会社		660,174,000	低入札価格調査の結果、落札者としない

株式会社三国建設	660,215,000	低入札価格調査の結果、落札者としない
株式会社プライムエコ	660,253,000	低入札価格調査の結果、落札者としない
株式会社勇樹	663,158,000	低入札価格調査の結果、落札者としない
照建株式会社	663,163,000	低入札価格調査の結果、落札者としない
日野建設工業株式会社	663,175,000	低入札価格調査の結果、落札者としない
株式会社ハナフサ	663,492,000	低入札価格調査の結果、落札者としない
日英建設株式会社	663,552,000	落札（低入札価格調査の結果）
国薈建設株式会社	663,612,000	
株式会社友幸産業	663,672,000	
大容建設株式会社	辞退	
利晃建設株式会社	辞退	
株式会社イズミクス	辞退	
栄伸株式会社	辞退	

(備考) 予定価格 802,006,000 円、調査基準価格 740,333,000 円

上記金額は入札書記載金額であり、当該金額の 10%に相当する額（消費税額等）を加算した金額が契約金額になる。



大仙西町団地5棟ほか9棟解体ほか工事

No.2

配置図





## 財産の減額貸付けについて

次の財産について貸付料を減額して貸し付ける。

### 1 物件の表示

土地

所 在 地	地 目	地 積 (m <sup>2</sup> )
堺市南区宮山台 3 丁 1 番 1 のうち	宅 地	1,667.01

### 2 貸付けの目的

近隣センター駐車場

### 3 貸付けの相手方

堺市南区宮山台 3 丁 1 番 13 号

宮山台商店会駐車場管理組合

組合長 阿久津 誠

### 4 貸付料

減額前 年額 3,774,900 円

減額後 年額 1,997,710 円

### 5 貸付期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

## 財産の減額貸付けについて

地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、宮山台近隣センター駐車場用地を、貸付料を減額して貸し付けることについて議会の議決を求めるものである。

### 1 減額貸付けを行う理由

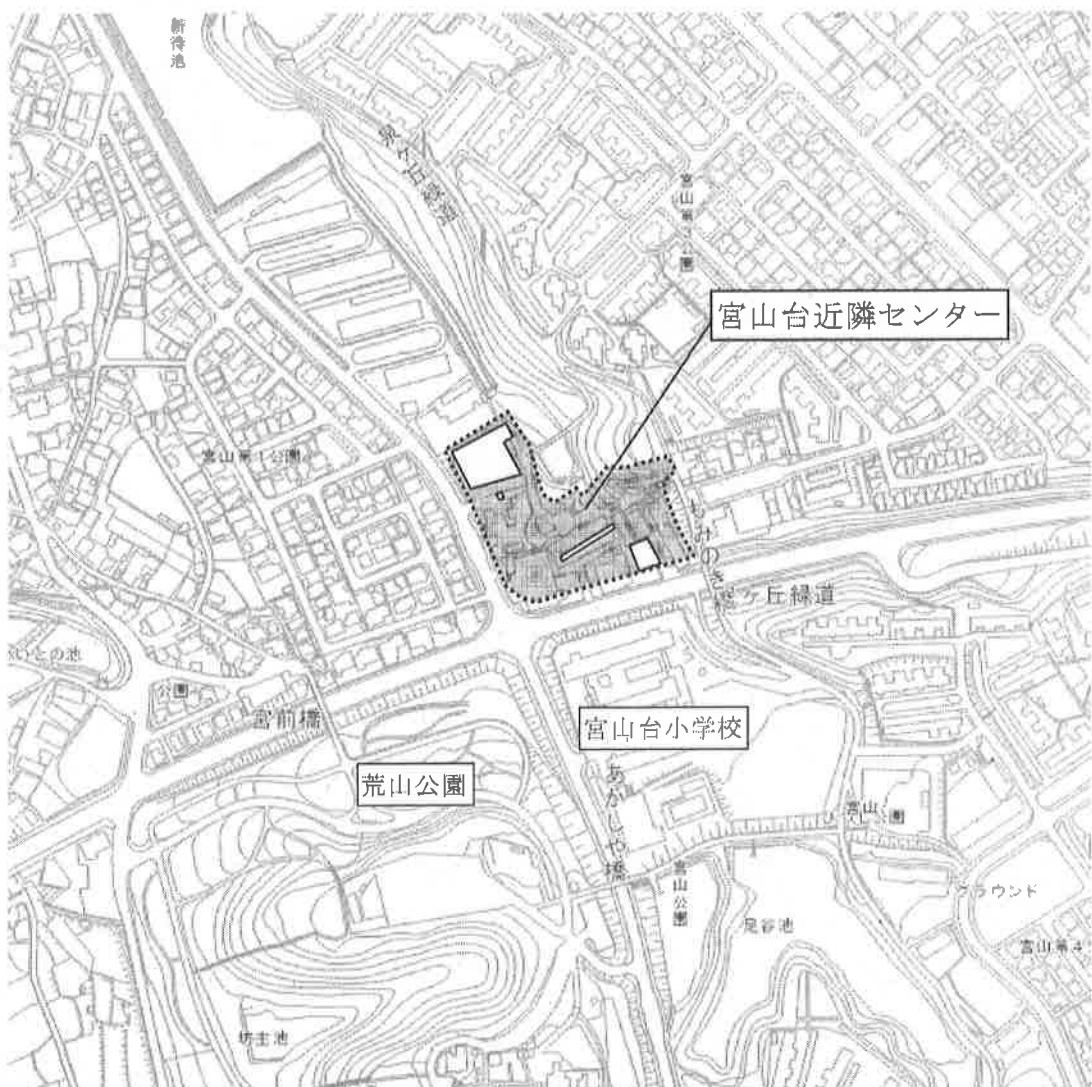
本地区近隣センター駐車場は、地元商店会で構成される宮山台商店会駐車場管理組合（以下「組合」という。）が、公益財団法人大阪府都市整備推進センター（旧一般財団法人大阪府タウン管理財団。以下「都市整備推進センター」という。）との協定に基づき、平成 9 年 6 月から自主的な管理を行ってきた。

今般、本市が都市整備推進センターから当該駐車場用地について無償譲渡を受けるに当たり、これまでの経過を踏まえ、組合が営利を目的とすることなく近隣センター利用者に広く利用される駐車場を、引き続き適切に運営管理することについて、その公益性に鑑み貸付料を減額して貸し付けるもの。

### 2 減額の内容

貸付けをする財産について、近隣センター利用者が無料で駐車できる部分の貸付料を免除する。

減額貸付物件 位置図





## 指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市立ビッグバン	東京都港区港南1丁目2番 70号	株式会社丹青社	令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで

[根 拠]

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

## 指定管理者の指定について

1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市立ビッグバンの指定管理者として株式会社丹青社を指定し、その管理を行わせようとするものである。

### 2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
株式会社丹青社	昭和 24 年 10 月 14 日	商業空間・パブリック空間・ホスピタリティ空間・文化空間・ビジネス空間・イベント空間の調査・企画、デザイン・設計、制作・施工、運営	静岡市こどもクリエイティブタウン、足立区ギャラクシティ、豊橋市こども未来館、下関市ふくふくこども館、神戸海洋博物館	公募

### 3 選定の理由

堺市立ビッグバン条例(令和 2 年条例第 121 号)第 16 条第 1 項の規定により公募を行い、応募のあつた 3 団体について、堺市建設局指定管理者候補者選定委員会において同条例第 16 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、当該団体が最も高い評価を得た。

当該団体は、本施設の設置目的を十分に理解した上で、魅力ある運営設計や集客力向上に向けたプロモーション計画等の事業提案を行い、また、これまでの類似施設の管理運営の実績等からも、当該施設の管理運営能力を十分に有し、同条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市立ビッグバンの設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断したことから選定したものである。

### 4 選定の経過

#### (1) 応募団体

① 大阪市西成区長橋 3 丁目 6 番 33 号  
ビッグバン共働機構  
(代表団体)

大阪市西成区長橋3丁目6番33号

株式会社ナイス

(他の構成団体)

大阪府泉佐野市上町1丁目4番10号

株式会社サクセス

②東京都港区港南1丁目2番70号

株式会社丹青社

③大阪市浪速区幸町2丁目7番3号

一般財団法人大阪府青少年活動財団

(2) 選定経過

令和2年11月9日 堺市建設局指定管理者候補者選定委員会  
(選定基準等の審議)

令和3年1月18日 堺市建設局指定管理者候補者選定委員会  
(書類審査、面接審査、候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 堺市総務局行政部行政経営課総括参事役 (指定管理担当)

戸奈 章

委員 大阪総合保育大学教授 大方 美香

委員 大阪大谷大学教授 長瀬 美子

委員 公認会計士 西村 智子

委員 弁護士 森本 芳樹

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	ビッグバン共働機構	株式会社丹青社	一般財団法人大阪府青少年活動財団
(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市立ビッグバン条例第16条第3項第1号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保	15点	12点	13点	12点

(2) 事業計画を確実かつ安 定的に実施するに足りる 経理的基礎その他の経営 に関する能力を有すること。 (堺市立ビッグバン条例第 16条第3項第2号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	30点	21点	27点	23点
(3) 利用者の意思及び人権 を尊重し、常にその立場に 立ったサービスが提供で きること。 (堺市立ビッグバン条例第 16条第3項第3号)	①利用者・利用者ニーズ の把握 ②個人情報の保護、情報 公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤モニタリング計画	30点	23点	27点	23点
(4) 効果的かつ効率的な管 理を実施できること。 (堺市立ビッグバン条例第 16条第3項第4号)	①休館日、開館時間の考 え方 ②人員配置、人材育成の 考え方、研修計画 ③利用料金の考え方 ④苦情対応の考え方 ⑤非常時対策	30点	23点	25点	23点
(5) 施設の効用を最大限發 揮させることができること。 (堺市立ビッグバン条例第 16条第3項第5号)	①目標設定・目標達成の 方策 ②館内展示、イベント及 び屋外活動等の企画運 営計画 ③子育て支援業務の企画 運営計画 ④集客及び広報・プロモ ーション業務の企画運 営計画 ⑤駐車場の運営計画 ⑥自主事業の実施計画	120点	96点	111点	99点

(6) 管理経費の縮減が図られること。 (堺市立ビッグバン条例第16条第3項第6号)	①経費削減の考え方・方法 ②収支計画の健全性 ③市への納付金 ④指定管理料の削減	45点	6点	6点	31点
(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (堺市立ビッグバン条例第16条第3項第7号)	①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等（障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント）	30点	22点	21点	9点
合計点		300点	203点	230点	220点



## 児童自立支援施設に関する事務の委託に関する 規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 2 項の規定により、児童自立支援施設に関する事務の委託に関する規約の変更について、次の規約案をもって大阪府と協議する。

[根 拠]

地方自治法第 252 条の 14 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

## **児童自立支援施設に関する事務の委託に関する 規約の一部を改正する規約案**

児童自立支援施設に関する事務の委託に関する規約の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同条第2項を削る。

### **附 則**

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

## 児童自立支援施設に関する事務の委託に関する 規約の変更に関する協議について

堺市が大阪府に委託している児童自立支援施設に関する事務について、その委託の期間の末日を令和3年3月31日から令和6年3月31日に変更する協議を行うものであること。



## 包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結する。

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 3 契約の金額 14,000,000円を上限とする額
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告提出後に一括払
- 5 契約の相手方 大阪府大阪市住吉区帝塚山中 2-2-24-402  
弁護士 中務 正裕

[根拠]

地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。



## 市道路線の認定及び廃止について

市道路線を別紙調書のとおり認定し、及び廃止する。

[根拠]

道路法第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

# 市道 路線認定調書

整理番号	路線名	起終点	重要な経過地	付記
木587	菩提222号線	東区菩提町1丁165番10地先 東区菩提町1丁176番4地先		本市施行
7198	松屋大和川11号線	堺区松屋大和川通2丁89番地先 堺区松屋大和川通2丁83番地先		上地区面整理事業
7199	松屋大和川12号線	堺区松屋大和川通2丁123番1地先 堺区松屋大和川通1丁13番112地先		"
7200	松屋大和川13号線	堺区松屋大和川通2丁114番5地先 堺区松屋大和川通1丁13番4地先		"
7201	松屋大和川14号線	堺区松屋大和川通2丁108番2地先 堺区松屋大和川通2丁104番地先		"
7202	松屋大和川15号線	堺区松屋大和川通2丁98番1地先 堺区松屋大和川通2丁35番2地先		"
7203	松屋大和川16号線	堺区松屋大和川通2丁118番地先 堺区松屋大和川通2丁108番5地先		"
7204	松屋大和川17号線	堺区松屋大和川通2丁123番3地先 堺区松屋大和川通2丁98番1地先		"
7205	松屋大和川18号線	堺区松屋大和川通2丁89番地先 堺区松屋大和川通2丁91番2地先		"
7206	松屋大和川19号線	堺区松屋大和川通1丁13番140地先 堺区松屋大和川通2丁35番5地先		"
7207	松屋大和川20号線	堺区松屋大和川通1丁13番2地先 堺区松屋大和川通1丁13番118地先		"
7208	松屋13号線	堺区松屋町2丁137番3地先 堺区松屋町1丁25番70地先		"
7209	松屋南島4号線	堺区松屋町2丁127番4地先 堺区南島町5丁174番1地先		"
7210	松屋南島5号線	堺区松屋町2丁122番5地先 堺区南島町1丁44番2地先		"
869	南島12号線	堺区南島町5丁174番1地先 堺区南島町3丁141番1地先		"
7211	松屋14号線	堺区松屋町2丁127番4地先 堺区松屋町2丁122番1地先		"
7212	松屋15号線	堺区松屋町2丁137番3地先 堺区松屋町2丁112番2地先		"
870	南島松屋1号線	堺区南島町5丁174番2地先 堺区松屋町1丁25番70地先		"
871	南島松屋2号線	堺区南島町5丁174番1地先 堺区松屋町1丁25番15地先		"
872	南島13号線	堺区南島町4丁156番2地先 堺区南島町5丁174番1地先		"
873	南島14号線	堺区南島町3丁142番2地先 堺区南島町4丁156番5地先		"
874	南島15号線	堺区南島町1丁44番2地先 堺区南島町3丁141番1地先		"

# 市道 路線認定調書

整理番号	路線名	起終点	重要な経過地	付記
875	南島16号線	堺区南島町1丁44番12地先 堺区南島町1丁44番2地先		土地区画整理事業
8213	松屋16号線	堺区松屋町2丁115番8地先 堺区松屋町2丁112番6地先		〃
8214	松屋17号線	堺区松屋町1丁25番6地先 堺区松屋町1丁25番36地先		〃
876	南島17号線	堺区南島町1丁44番2地先 堺区南島町1丁44番2地先		〃
8215	松屋101号線	堺区松屋町2丁114番6地先 堺区松屋町2丁119番地先		〃
8216	松屋102号線	堺区松屋町1丁26番1地先 堺区松屋町1丁26番1地先		〃
877	南島松屋101号線	堺区南島町5丁174番1地先 堺区松屋町1丁25番16地先		〃
878	南島101号線	堺区南島町4丁156番5地先 堺区南島町5丁174番1地先		〃
879	南島102号線	堺区南島町3丁141番1地先 堺区南島町3丁141番1地先		〃
880	南島103号線	堺区南島町1丁44番2地先 堺区南島町3丁141番1地先		〃
881	南島104号線	堺区南島町1丁44番2地先 堺区南島町1丁44番2地先		〃
882	南島18号線	堺区南島町4丁154番1地先 堺区南島町5丁157番2地先		〃
883	南島19号線	堺区南島町2丁119番7地先 堺区南島町3丁126番5地先		〃
7698	深阪97号線	中区深阪1丁2472番9地先 中区深阪1丁2472番6地先		開発に伴う寄付
5588	堀上44号線	中区堀上町143番1地先 中区堀上町143番1地先		〃
7556	丈六37号線	東区丈六299番4地先 東区丈六299番5地先		〃
81049	上師216号線	中区土師町5丁216番16地先 中区土師町5丁216番2地先		都市計画法第39条による帰属
8593	上84号線	西区上190番10地先 西区上190番50地先		〃
81048	浜寺元50号線	西区浜寺元町6丁876番6地先 西区浜寺元町6丁876番1地先		〃
8127	野連44号線	北区野連町31番10地先 北区野連町29番15地先		〃

# 市 道 路 線 廃 止 調 書

整理番号	路線名	起終点	重要な経過地	付記
3004	松屋南島2号線	堺区松屋町1丁29番1地先 堺区南島町3丁144番1地先		土地区画整理事業
3034	南島1号線	堺区南島町4丁156番3地先 堺区南島町5丁157番2地先		"
3035	南島2号線	堺区南島町1丁44番22地先 堺区南島町3丁126番5地先		"

# 市道認定路線図

35-07

整理番号 木587

菩提222号線

165-10

176-4

菩提町 4丁

めぐみ保育園

凡  
例

認定道路

市道認定路線図

04-14

整理番号 マ198 マ199 マ200 マ201 マ202



# 市道認定路線図

04-14

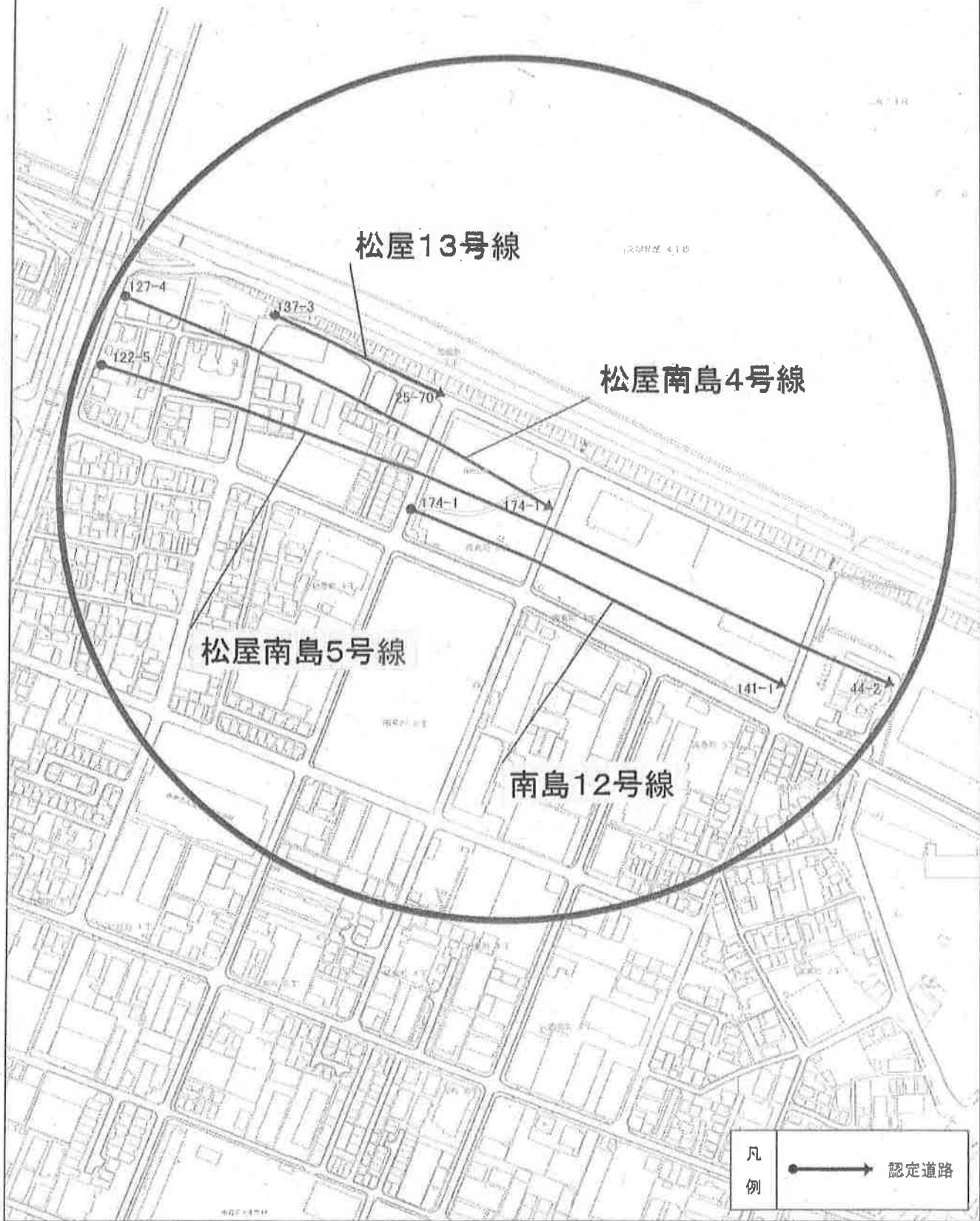
整理番号 203 204 205 206 207



市道認定路線図

04-15

整理番号 208 209 210 869



市道認定路線図

04-15

整理番号 2211 2212 3870 3871



# 市道認定路線図

04-20

整理番号 3872 3873 3874 3875

南知賀町 4丁目



凡  
例

→ 認定道路

市道認定路線図

04-14

整理番号 M213



04-15

市道認定路線図

整理番号 マ214

南加賀原 3丁目

松屋17号線

25-6

25-36

凡  
例

→ 認定道路

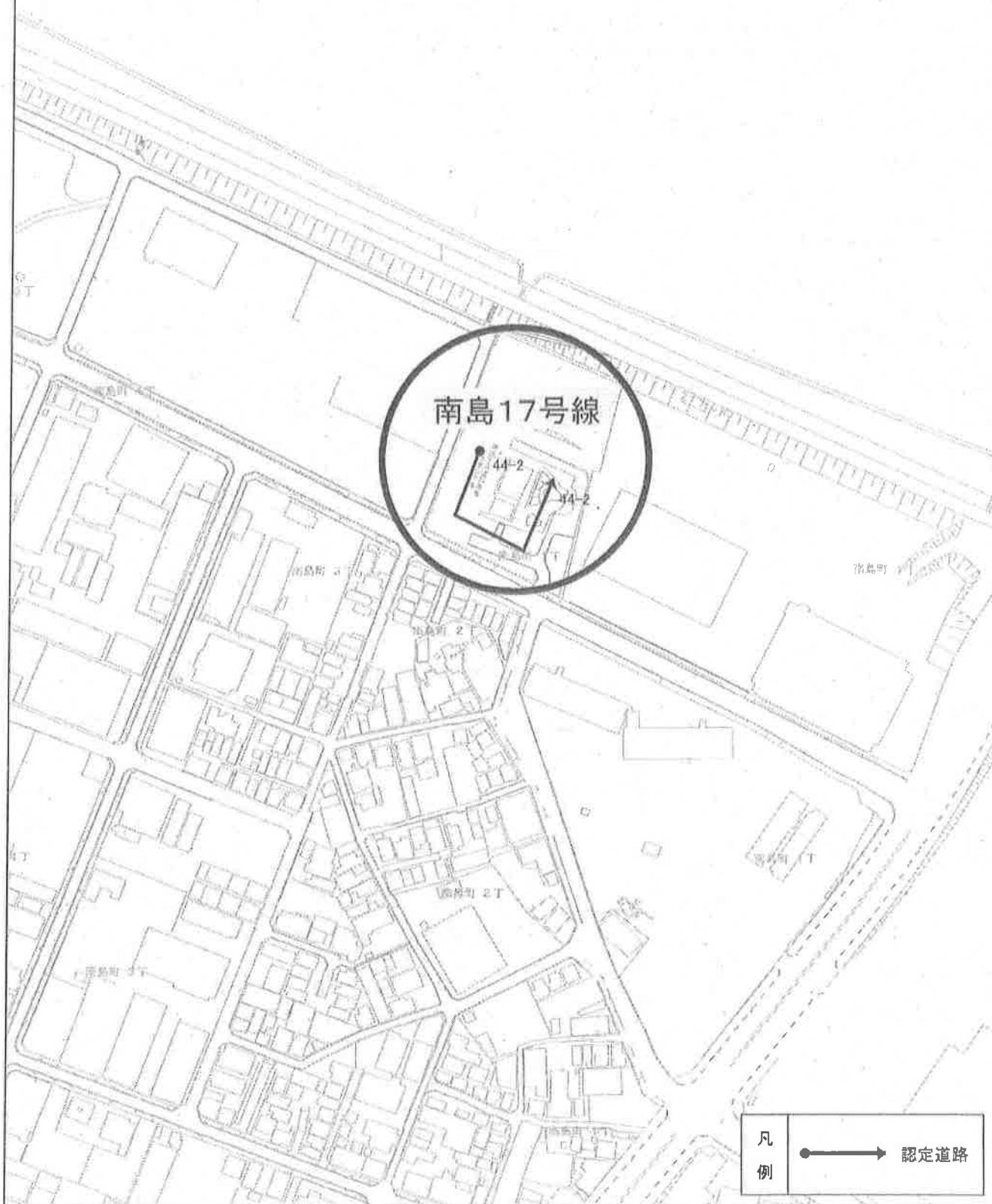
# 市道認定路線図

瀬加賀庄 4 丁目

北島 3 丁目

05-16

整理番号 3876



市道認定路線図

04-15

整理番号 2215 2216 3877



## 市道認定路線図

整理番号 878 879 880 881





市道認定路線図

04-20

整理番号 3883

南島19号線

凡  
例

認定道路



市道認定路線図

40-18

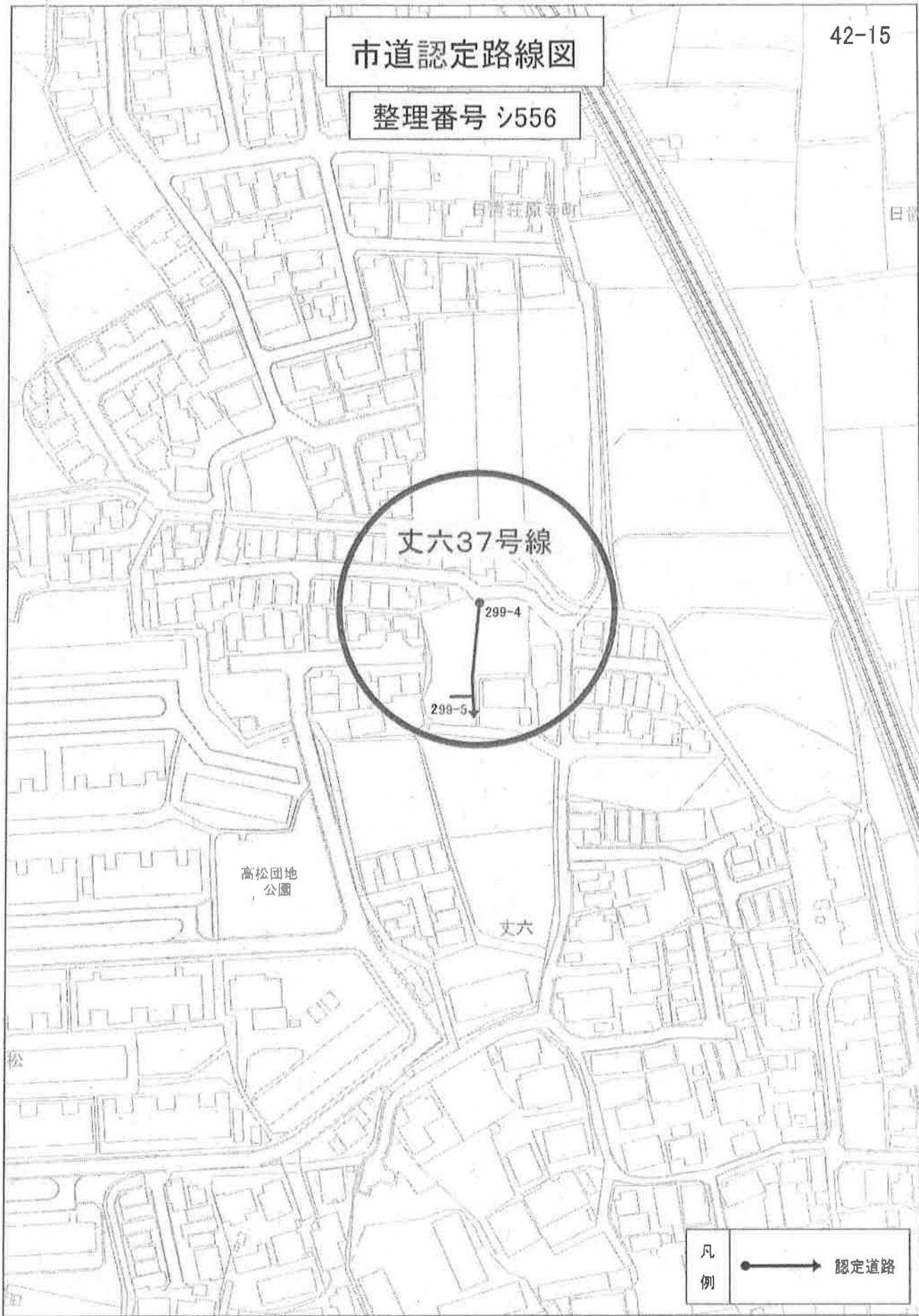
整理番号 木588

堀上44号線

143-1  
143-1

凡  
例

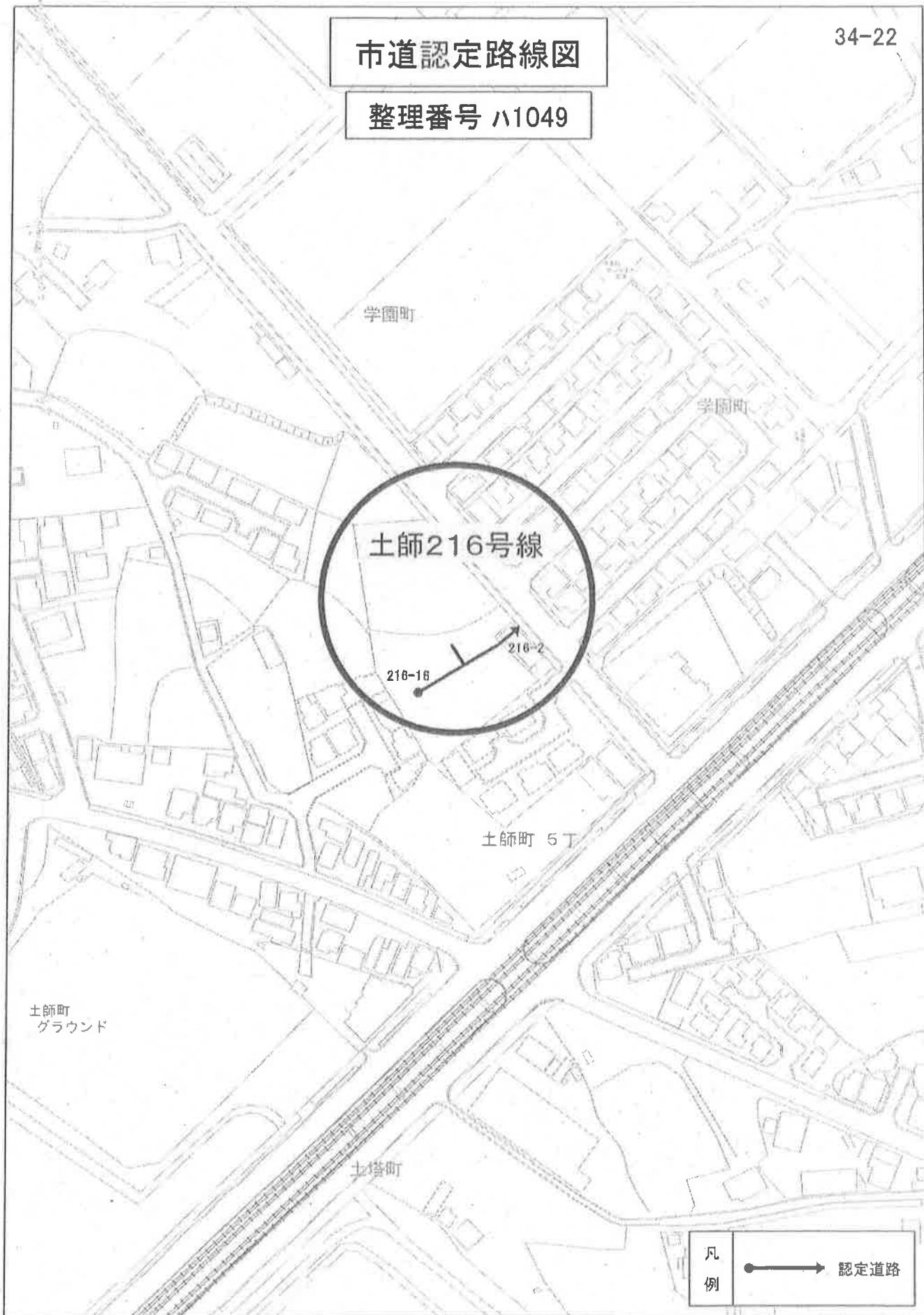
認定道路

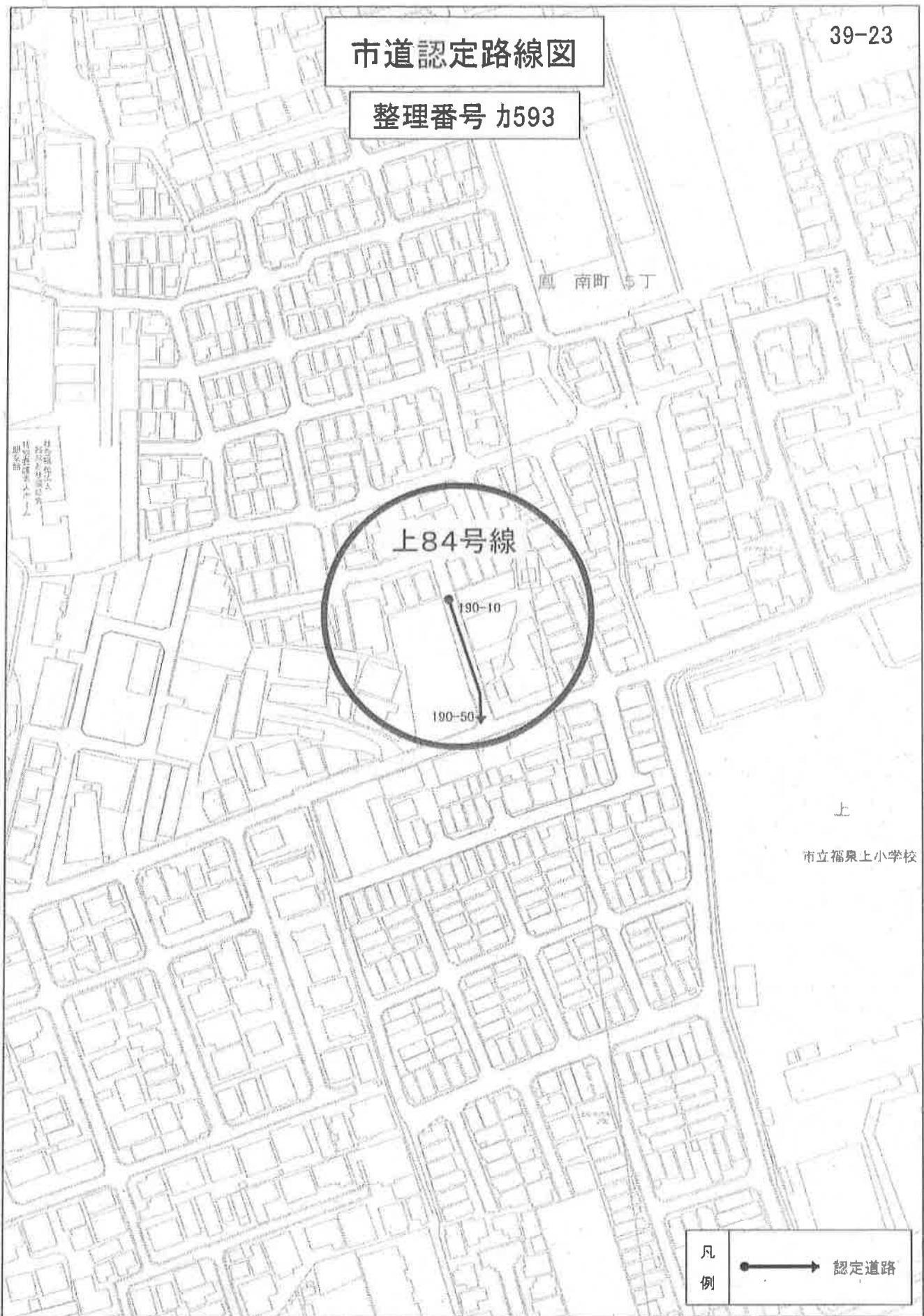


# 市道認定路線図

34-22

整理番号 ハ1049





市道認定路線図

38-05

整理番号 H1048

浜寺元50号線

876-6

876-1

鳳中町 7丁

鳳中町 7丁

鳳中町第一公園

凡  
例

● → 認定道路

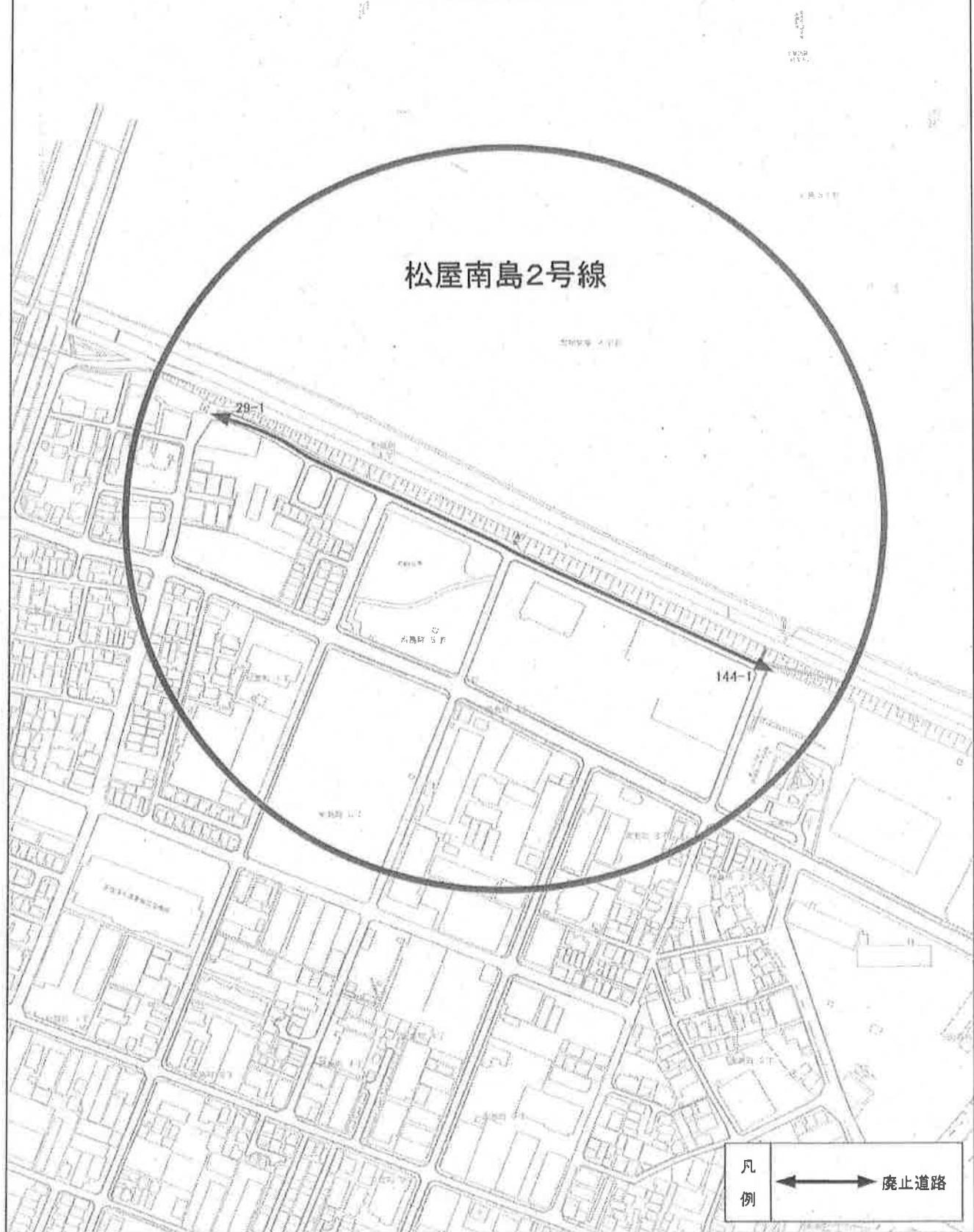


# 市道廃止路線図

04-15

整理番号 2004

松屋南島2号線



市道廃止路線図

04-15

整理番号 3034

南島1号線

156-3

157-2

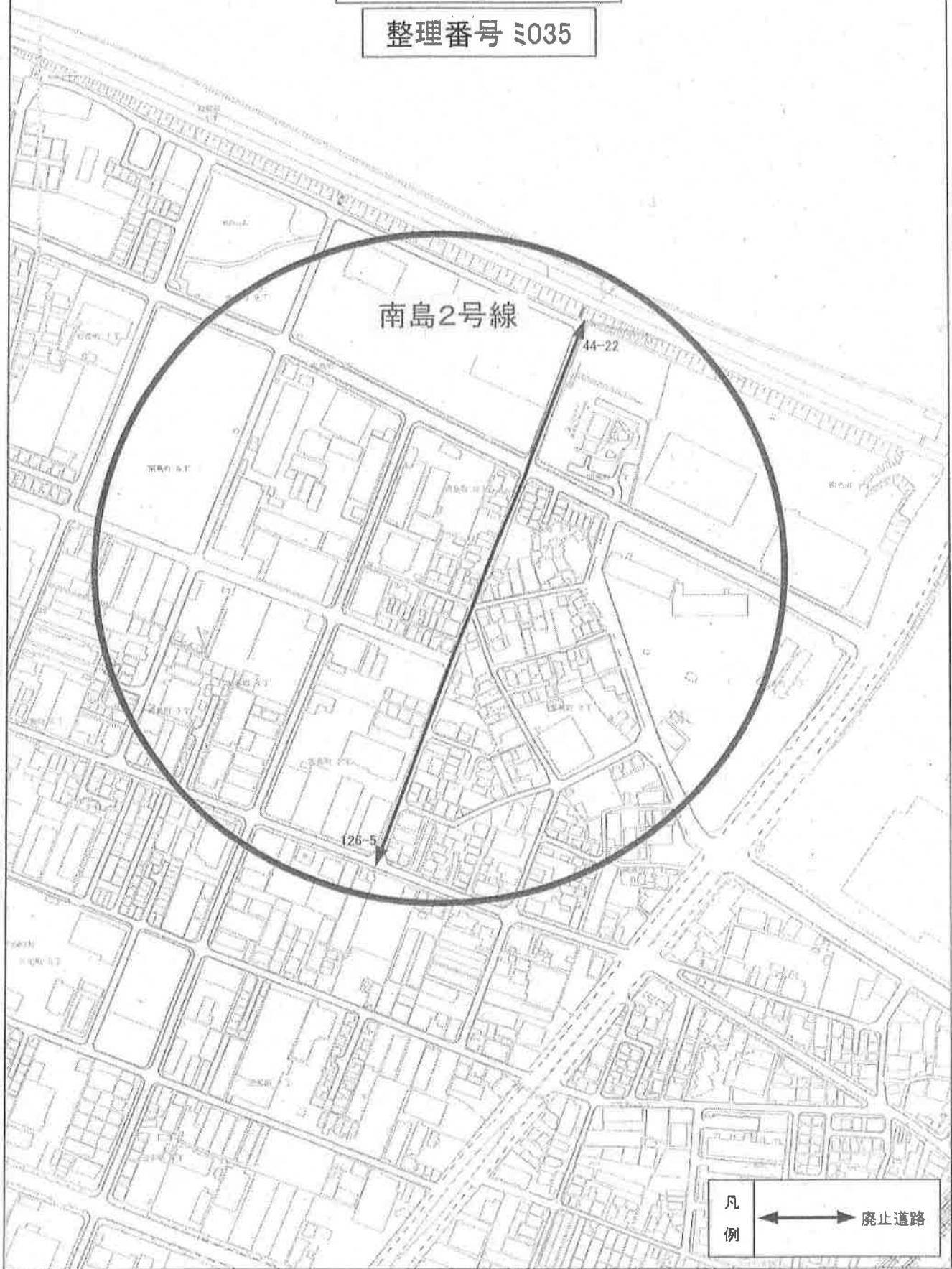
凡  
例

→ 廃止道路

# 市道廃止路線図

05-16

整理番号 3035





## 損害賠償の額の決定の専決処分の報告について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

### [根 拠]

地方自治法第 179 条第 3 項の規定に基づき議会の承認を得る必要があるため。

専決第 3 号

## 損害賠償の額の決定の専決について

損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 1 月 6 日

堺市長 永 藤 英 機

### [専決する理由]

市長において、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をする必要があるため。

車両事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

1. 損害賠償の額 金 1,346,735 円

2. 損害賠償の相手方 奈良県北葛城郡王寺町 \* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

## 損害賠償の額の決定について

平成 31 年 4 月 11 日（木）午後 4 時 13 分ごろ、堺市西区北条町 1 丁 1 番 5 号先路上において、中区役所企画総務課職員が運転する本市車両が、府道堺狭山線を走行中、右側車線へ変更しようとした際に、右側の確認を怠り、右側車線を走る一般車の左側面に本市車両の右前方が接触し、相手方運転手を負傷させるとともに、相手方車両の後部ドア及びタイヤ周辺を損傷させたもの。

報告第 2 号

## 地方自治法第 180 条の規定による市長専決処分の 報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので報告する。

[根 拠]

地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき議会に報告する必要があるため。

## 1 市長の専決事項の指定第1項による専決処分

(環境事業部クリーンセンター)

専決番号	専決年月日	損害賠償の額(円)	相手方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
20	3.1.26	96,360	堺市南区美木多上1217	有限会社みきた 代表取締役 浅田繁夫	令和2年7月27日(月) 午前9時10分ごろ、堺市中区八田北町811-1 グランドライフ堺II番館内敷地内において、環境事業所にて、一般廃棄物(粗大ごみ)収集運搬業務のため人材派遣契約をしている派遣労働者が車両の方向転換を行う際、運転操作を誤り、本市車両右後方部を相手方建物の壁に接触し、損傷させたもの。

(子ども青少年育成部)

専決番号	専決年月日	損害賠償の額(円)	相手方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
68	2.12.23	49,500	堺市北区百舌鳥赤畑町5丁732	宗教法人 圓通寺 代表役員 長澤義明	令和2年11月19日(木)午後2時50分ごろ、堺市北区百舌鳥赤畑町5丁608付近において、子ども育成課の職員が方向転換を行う際、運転操作を誤り、本市車両左前方部を民家の扉に接触し、損傷させたもの。

## (子ども相談所)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
18	3. 1. 26	86,900	大阪市福島区福島1丁目4-26	大阪ダイハツ販売株式会社 代表取締役 三宮士郎	令和2年9月1日(月) 午後7時30分ごろ、堺市北区東上野芝町2丁439番地先において、虐待対策課の職員が踏切前で停車後、発進する際、前方右側から進行してきた自転車に気が付かず接触し、接触によりバランスを崩した自転車が停車していた相手方車両に接触し、損傷させたもの。
19	3. 1. 26	101,056	堺市西区*** *****	*****	令和2年9月1日(月) 午後7時30分ごろ、堺市北区東上野芝町2丁439番地先において、虐待対策課の職員が踏切前で停車後、発進する際、前方右側から進行してきた自転車に気が付かず、接触し、負傷させたもの。

## (土木部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
70	2. 12. 24	5,223	堺市堺区*** *****	*****	令和2年6月6日(土) 午後9時ごろ、堺市堺区御陵通4丁11地先において、相手方が府道深井畑山宿院線の歩道を歩行中、路面の段差につまずき転倒し、負傷したもの。

17	3. 1. 26	418,947	堺市堺区 *** *****	*****	令和2年8月29日(土) 午前1時ごろ、堺市西区 上野芝町2丁1-1地先に おいて、相手方が自転車 で府道堺かつらぎ線を走 行中、路面のくぼみでバ ランスを失い転倒し、負 傷したもの。
71	2. 12. 24	93,592	大和高田市 *** *****	*****	令和2年10月2日(金) 午後3時ごろ、堺市美原 区菅生 1164-1 地先にお いて、相手方車両が市道 菅生 21号線を走行中、対 向車を避けるため側溝側 に寄せたところ、側溝蓋 が跳ね上がり、燃料タン クを損傷したもの。

(公園緑地部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
69	2. 12. 24	2,510	堺市堺区 *** ***	*****	令和2年11月4日(水) 午前8時50分ごろ、相手 方が協和町第7公園(堺 市堺区協和町3丁147-2 地内)の園路を通行中、園 路端部の陥没に気が付か ず、左足で踏んだところ、 足が穴にはまり、左足ふ くらはぎを負傷したも の。

1	3.1.6	7,700	堺市堺区 *** *****	*****	令和2年11月24日 (火)午前10時30分ごろ、 堺公園墓地内(堺市南区 鉢ヶ峯寺 773番地内)に ある樹木の枝が落下し、 相手方が所有する墓石脇 の花受けを破損したもの。
---	-------	-------	-------------------	-------	--

(消防局)

専決 番号	専決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
4	3.1.8	166,100	堺市中区 *** *****	*****	令和2年11月22日 (日)午後2時40分ごろ、 堺市中区*****において、東消防 署登美丘出張所の職員 が、消防自動車にて緊急 走行中、狭隘道路を通過 しようとした際に、車両 左側面上部を瓦屋根に接 触し、破損させたもの。
5	3.1.8	166,100	堺市中区 *** *****	*****	令和2年11月22日 (日)午後2時40分ごろ、 堺市中区*****において、東消防 署登美丘出張所の職員 が、消防自動車にて緊急 走行中、狭隘道路を通過 しようとした際に、車両 右側面上部を瓦屋根に接 触し、破損させたもの。

## (教育委員会事務局総務部)

専決番号	専決年月日	損害賠償の額(円)	相手方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
2	3. 1. 6	215, 365	堺市南区*** ***	*****	令和2年7月31日(金) 午前10時25分ごろ、堺市立原山台中学校内において、人材派遣労働者が草刈り機を用いて除草していたところ、小石が飛び、校内駐車場に駐車していた相手方の所有する車両の右後部にあたり、ボディ、ガラス等を破損したもの。

## (学校教育部)

専決番号	専決年月日	損害賠償の額(円)	相手方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
7	3. 1. 20	28, 820	香川県仲多度郡 まんのう町*** ***	*****	令和2年10月22日(木)午後1時15分ごろ、丸亀市綾歌町栗熊西40番地1 ニューレオマワールド店舗内において、修学旅行中の堺市立百舌鳥支援学校生徒がパニックとなり、土産物店の従業員を負傷させたもの。
8	3. 1. 20	54, 150	高知県高知市桟橋通4丁目8番 21号	株式会社 はりま 代表取締役 千頭一弘	令和2年10月22日(木)午後1時15分ごろ、丸亀市綾歌町栗熊西40番地1 ニューレオマワールド店舗内において、修学旅行中の堺市立百舌鳥支援学校生徒がパニックとなり、商品を破損させたもの。

9	3. 1. 20	64,900	香川県丸亀市綾 歌町栗熊西 40 番地 1	株 式 会 社 レ オ マ ニ テ イ 一 代 表 取 締 役 藤 岡 勇	令和 2 年 10 月 22 日 (木)午後 1 時 15 分ごろ、 丸亀市綾歌町栗熊西 40 番地 1 ニューレオマワー ルド店舗内において、修 学旅行中の堺市立百舌鳥 支援学校生徒がパニック となり、施設を破損させ たもの。
---	----------	--------	-----------------------------	---	--

## 2 市長の専決事項の指定第3項

(住宅部)

専決番号	専 決 年月日	案件	債権等及び 目的の価額	相 手 方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
10	3.1.21	訴えの提起について	堺市堺区***** *****堺市営***** *****の住宅明渡し並びに住宅使用料相当損害金	堺市堺区***** *****堺市営***** *****の住宅明渡し並びに住宅使用料相当損害金	亡 ***** 相 続 財 産
11	3.1.21	訴えの提起について	堺市堺区***** *****堺市営***** *****の住宅明渡し並びに住宅使用料相当損害金	堺市堺区***** *****堺市営***** *****の住宅明渡し並びに住宅使用料相当損害金	亡 ***** 相 続 財 産
12	3.1.21	訴えの提起について	堺市堺区***** *****堺市営***** *****の住宅の明渡し及び住宅使用料相当損害金	堺市堺区***** ***** 堺市営***** *****	*****

## 及び第4項による専決処分

請求等の内容	事件名及び事件の概要
<p>(1) 堺市堺区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。</p> <p>(2) 令和2年8月1日から明渡しに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件 堺市堺区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、令和2年6月21日頃から同30日頃までの間に死亡し、入居承認は当然に終了したにもかかわらず、明渡しがなされないまま現在に至っている。 このため、同住宅の明渡しを請求するとともに、明渡しに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>
<p>(1) 堺市堺区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。</p> <p>(2) 令和元年11月1日から明渡しに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件 堺市堺区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、令和元年8月4日に死亡し、入居承認は当然に終了したにもかかわらず、明渡しがなされないまま現在に至っている。 このため、同住宅の明渡しを請求するとともに、令和元年11月1日から明渡しに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>
<p>(1) 堺市堺区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。</p> <p>(2) 令和2年4月1日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件 堺市堺区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、令和元年6月25日に死亡し、入居承認は当然に終了した。 その後、同住宅の同居者である*****は、入居者の地位を承継しないまま居住を継続し、かつ長期間にわたって住宅使用料相当額の損害金を滞納している。 このため、同住宅の明渡しを請求するとともに、明渡しに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>

専決 番号	専 決 年月日	案件	債権等及び 目的の価額	相 手 方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
13	3.1.21	訴えの提起について	堺市中区 **** * *** 堺市営 *** * *** * * * * の住宅 の明渡し並びに住宅使 用料 686,500 円及び住 宅使用料相当損害金	堺市中区 *** * *** * 堺市営 *** * * * *** *	*****
15	3.1.21	訴えの提起について	堺市西区 *** * * * *** 堺市営 *** * *** * の住宅の明渡 し及び住宅使用料相当 損害金	堺市西区 *** * * * *** * 堺市営 *** * * * *** *	亡 *** * * * の 相 続 人
16	3.1.21	訴えの提起について	堺市西区 *** * * * 堺市営 *** * * * * * の住宅の明渡し並び に住宅使用料 44,941 円 及び住宅使用料相当損 害金	堺市西区 *** * * * * * 堺市営 *** * * * * * * *	亡 *** * * * の 相 続 人



### 3 市長の専決事項の指定第5項

(学校管理部)

専決 番号	専 決 年月日	契約の目的	契約の相手方		契約金額
			住 所	氏 名	
14	3.1.21	榎小学校校舎増築ほか工事	堺市中区 土師町3丁 32番55号	株式会社 山口工務店 代表取締役 山 口 光 男	変更前 322,298,900円 (消費税額等 29,299,900円) 変更後 325,737,500円 (消費税額等 29,612,500円)

## による専決処分

変更額（増）	変更する内容	変更理由
3,438,600円 (消費税額等 312,600円)	請負代金額の増額変更 及び工期延長	本工事においては、設計時に既設校舎 があったため、十分な地盤調査が行え ず、校舎解体後に地盤調査を実施せざる を得なかった。その結果、新たに得られ た地盤データが想定と異なっていたた め、杭の構造検討が必要となった。それ に伴い、杭の本数が増加したこと等によ り増額する必要が生じたため。加えて、 新型コロナウイルス感染症の影響によ り、「杭工事の着手に遅れが生じたこと、 また、構造検討と杭本数の増加に伴い、 杭工事に予定以上の期間を要し工期を 延長する必要が生じたため。

**令和3年第1回市議会（定例会）  
付議案件綴及び同説明資料綴（その2）**

令和3年2月 発 行

**編集・発行** 堺市財政局財政部資金課  
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号  
Tel 072-233-1101  
URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

**印 刷** 真生印刷株式会社

配架資料番号  
1-B2-20-0107



**リサイクル適性(A)**

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。